

鈴鹿市  
公共施設等総合管理計画  
改定版（案）

令和6年〇月  
鈴鹿市



# 目 次

## 第1章 公共施設等総合管理計画について

1 公共施設等総合管理計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 対象施設	3

## 第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共施設等の保有状況	4
(1) 公共建築物	4
(2) インフラ施設	6
2 公共施設等の老朽化状況	8
(1) 公共建築物	8
(2) インフラ施設	9
3 公共建築物のコスト状況	11
(1) 施設別コスト状況	11
(2) 類型別コスト状況	12
4 人口分析（人口ビジョンから）	13
(1) 総人口の推移及び将来推計	13
(2) 年齢別人口の推移及び将来推計	14
5 公共施設等の維持・更新に係る経費見込等	15
(1) 前提条件について	15
(2) 公共建築物の将来更新費用	16
(3) インフラ施設の将来更新費用	17
(4) 財政状況	18

### 第3章 公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本方針

1 基本的な考え方	20
(1) 対象施設	20
(2) 対象期間	20
(3) 全庁的な取組体制と情報共有方策	21
(4) 公共施設等の現状や課題に関する基本的な考え方	22
(5) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	27
《3つの視点》	
① 保有量の適正化	27
② 運営管理の適正化	27
③ 長寿命化の推進	29
《実施方針》	
① 点検・診断等の実施方針	31
② 維持管理・更新等の実施方針	31
③ 安全確保の実施方針	32
④ 耐震化の実施方針	32
⑤ 長寿命化の実施方針	32
⑥ 統合や廃止の推進方針	33
⑦ ユニバーサルデザイン化の推進方針	33
⑧ 脱炭素化の推進方針	33
⑨ 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針	34
⑩ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	34
(6) 数値目標	34
(7) PDCAサイクルの推進方針	37
2 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	38
(1) 公共建築物	38
① 市民文化系施設	
i 集会施設（公民館・ふれあいセンター）	40
ii 集会施設（コミュニティセンター等）	40
iii 文化施設	41
② 社会教育系施設	
i 図書館等	41
ii 博物館等	42
③ スポーツ・レクリエーション系施設	

i スポーツ施設	42
④ 産業系施設	
i 産業系施設	43
ii その他産業系施設	43
⑤ 学校教育系施設	
i 学校（小学校）	44
ii 学校（中学校）	44
iii 学校（さつき教室）	45
iv その他教育施設（学校給食センター）	45
v その他教育施設（人権教育施設）	45
⑥ 子育て支援施設	
i 幼稚園・保育所	46
ii 幼児・児童施設（児童センター等）	46
iii 幼児・児童施設（放課後児童クラブ）	47
⑦ 保健・福祉施設	
i 障害福祉施設（生活介護施設）	48
ii 障害福祉施設（療育センター）	48
iii 保健施設	48
⑧ 医療施設	
i 医療施設	49
⑨ 行政系施設	
i 庁舎等（市役所）	49
ii 庁舎等（地区市民センター）	50
iii 庁舎等（消防施設）	50
iv その他行政系施設（河川防災センター）	50
v その他行政系施設（男女共同参画センター）	50
vi その他行政系施設（観光案内所）	51
⑩ 市営住宅	
i 市営住宅	51
⑪ 供給処理施設	
i 供給処理施設（ごみ処理場・リサイクルセンター）	52
⑫ その他	
i 自転車駐車場	53
ii 斎苑	53
iii 倉庫	53
iv その他	54

(2) インフラ（その他）施設	55
① 道路	
i 市道	56
ii 農道	56
iii 林道	56
iv 橋りょう	56
② 交通安全施設	
i 交通安全施設	57
③ 河川	
i 河川	57
ii 水路	57
iii 供給処理施設（排水機場）	58
④ 公園	
i 公園	58
⑤ 漁港	
i 漁港	58
⑥ 上下水道	
i 管路施設	59
ii 処理施設	60
iii 供給処理施設（雨水ポンプ場）	60
iv 庁舎等	60
⑦ その他	
i ため池	61
ii その他（海岸保全施設）	61

# 第1章

## 公共施設等総合管理計画について

---



# 1 公共施設等総合管理計画策定の趣旨

---

国においては、公共施設等の老朽化対策が大きな課題として、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への認識のもと、2013（平成 25）年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。

一方、各地方公共団体においては、厳しい財政状況が予想される中、公共施設等の利用需要の変化が予想されることを踏まえ、公共施設等の現状や課題を把握し、長期的な視点をもって総合的かつ計画的な管理を推進するよう 2014（平成 26）年 4 月には「公共施設等総合管理計画」の策定要請がありました。

本市ではこれまで、2012（平成 24）年 10 月に策定した「鈴鹿市行財政改革アクションプラン」において、「公共施設の全体運営指針の作成」を財政改革分野の取組の一つとして掲げ、公共施設マネジメントを効果的に推進してきました。

2013（平成 25）年 9 月には、本市が保有するいわゆる「ハコモノ」と呼ばれる公共施設を一元的に管理することで、市民ニーズや社会経済情勢の変化に合わせインフラ等の更新費用も加味し、財政面での負担を軽減しながら、合理的な維持更新を行っていくことを目的として、「公共施設マネジメント推進方針」を策定しました。

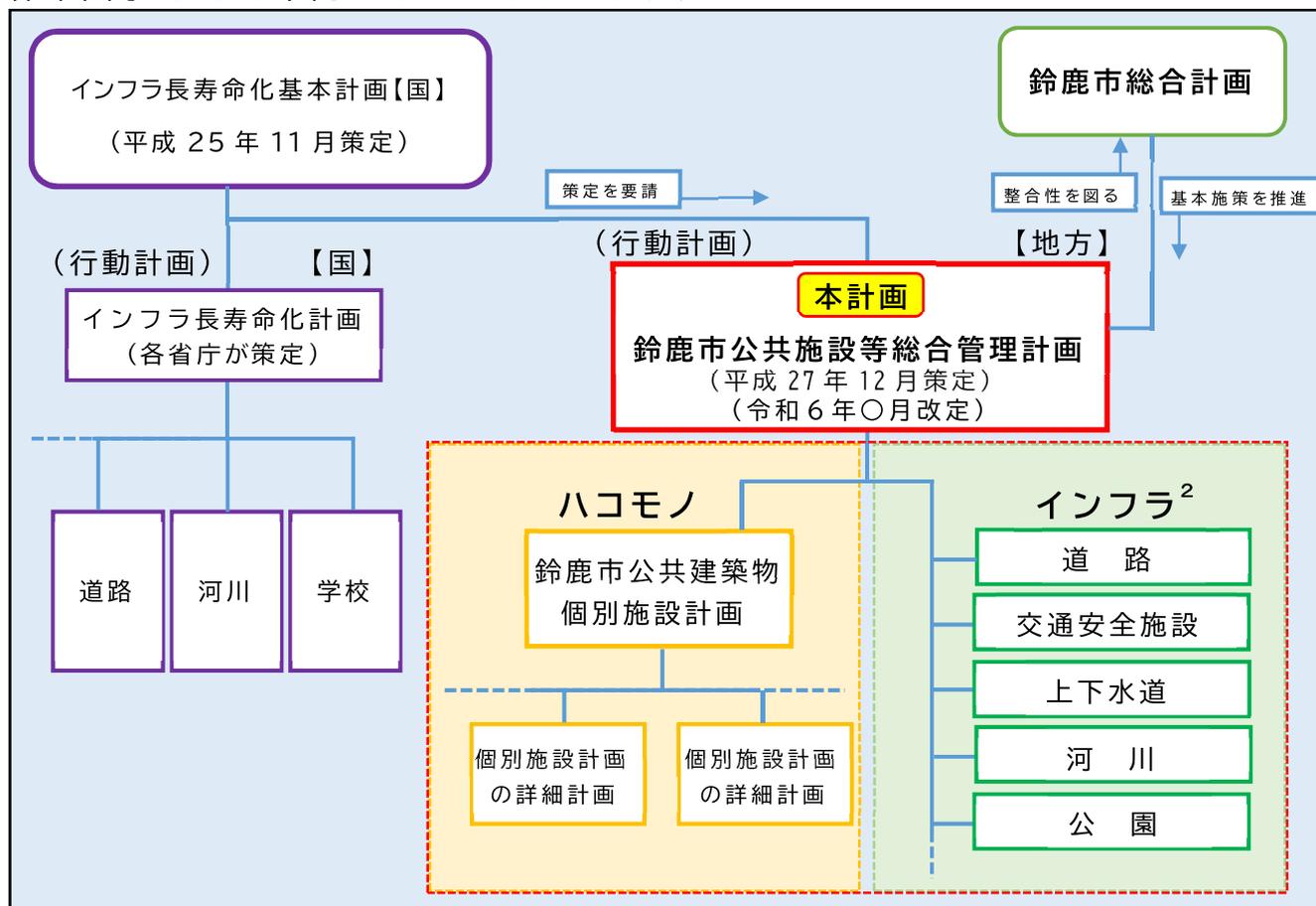
この推進方針に基づき、本市の公共施設が抱える現状や課題を分かりやすく示したものとして、「鈴鹿市公共施設マネジメント白書」を 2015（平成 27）年 3 月に作成しました。

2015（平成 27）年 12 月には、インフラ施設も加え、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するための「鈴鹿市公共施設等総合管理計画」を策定し、2021（令和 3）年 9 月に、国の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の改訂（2018（平成 30）年 2 月 27 日付け総財務第 28 号通知）を受けて計画の改定を行い、少子高齢化と人口減少が進展する中、子育て施策の充実、持続可能な社会保障・高齢者福祉の充実、自然災害、ライフスタイル・価値観の多様化による市民ニーズの変化等、それらを支える公共施設等への対応を行っているところです。

このたびの改定は、国の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の改訂（2022（令和 4）年 4 月 1 日付け総財務第 43 号通知）を受けて行うものです。

## 2 計画の位置付け

鈴鹿市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の位置付けを体系図示<sup>1</sup>すると下記のとおりとなります。



総合管理計画は、2013（平成 25）年 11 月 29 日にインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議で決定された「インフラ長寿命化基本計画」を参考として、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（総務省 2014（平成 26）年 4 月策定、2018（平成 30）年 2 月改訂、2022（令和 4）年 4 月改訂）」に基づき、策定しています。

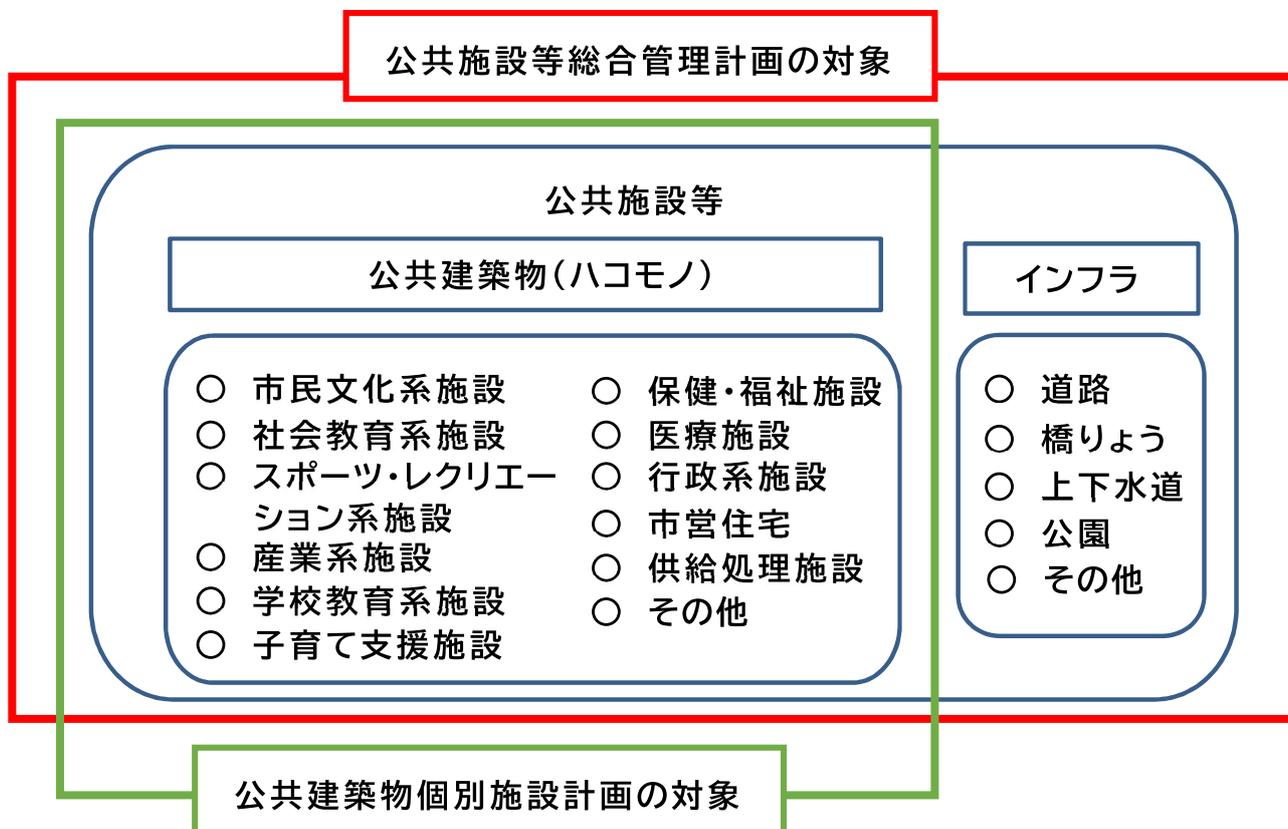
本市における計画体系としては、「鈴鹿市総合計画 2031」の基本施策の推進プランとして位置付けられます。

<sup>1</sup> 2013（平成 25）年 11 月には、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」に基づき、「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、地方公共団体においてもインフラ長寿命化計画（行動計画）・個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定することとしています。

<sup>2</sup> インフラの個別施設計画には、道路の「鈴鹿市橋梁長寿命化修繕計画」、上下水道の「鈴鹿市上下水道事業経営戦略」などがあります。

### 3 対象施設

総合管理計画の対象施設を明示すると下記のとおりとなります。



鈴鹿市公共建築物個別施設計画（2020（令和2）年7月策定、2024（令和6）年〇月改定、以下「個別施設計画」という。）では、公共建築物（ハコモノ）のみを対象とし、市民文化系施設、社会教育系施設など施設を大きく12分類し、施設類型ごとに施設の方向性を明らかにしています。

総合管理計画では、これらの公共建築物や、本市が今後維持管理費や更新費等の財政負担を負うことが見込まれる民間等が所有する建築物※、道路、橋りょうなどのインフラ施設も含め公共施設等<sup>3</sup>を総合的かつ計画的に管理することとしています。

※2020（令和2）年10月第1回行政経営会議において、市有化が承認された消防団施設については、「今後、維持管理費や更新費等の財政負担を負うことが見込まれる公共施設」として総合管理計画の対象とします。今後、同条件の建築物が生じた場合は、計画の対象とします。

<sup>3</sup> 「公共施設等」とは、公共建築物及びインフラ施設を指します。



## 第2章

公共施設等の現況及び

将来の見通し

---

# 1 公共施設等の保有状況

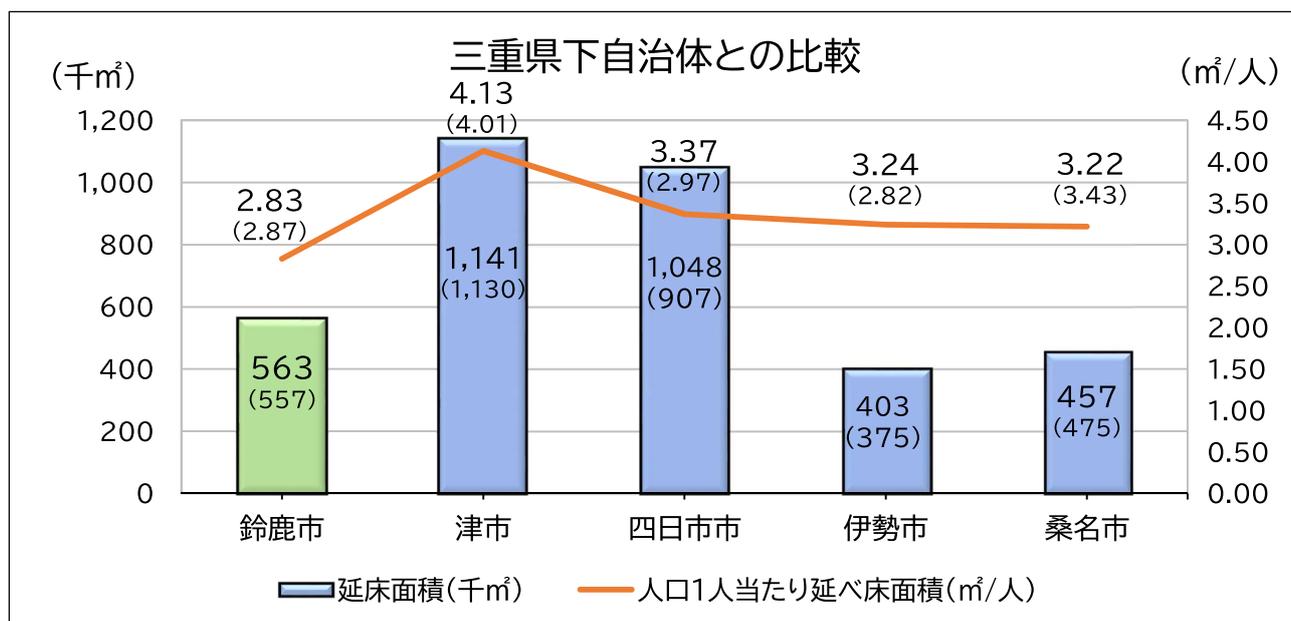
## (1) 公共建築物

総合管理計画の策定における基準日である2015（平成27）年度末時点では、公共建築物の保有量（延床面積）は563,963.19㎡となっています。

下図では、2020（令和2）年度末時点の公共建築物の保有量（563,174㎡）について、三重県下の近隣自治体との比較を行っています。

公共建築物の保有量については、総量では中程度、人口1人当たり（2.83㎡/人）では比較的に少ないように推察します。しかしながら、この比較については、県内の自治体と単純比較したものであり、他の4自治体については平成の大合併等の諸事情により保有量<sup>4</sup>に影響があることを理解しておく必要があります。

図表 公共建築物の保有量



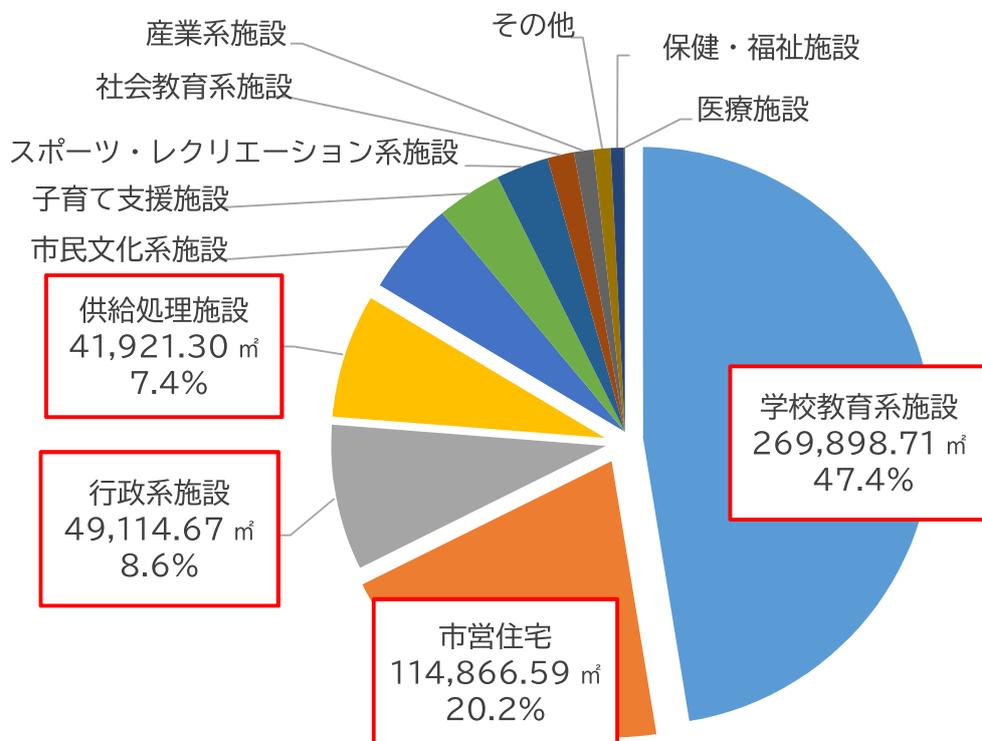
※ 総務省「公共施設等総合管理計画の主たる記載内容を取りまとめた一覧表（2022（令和4）年10月公表）」に基づき作成。

※ ( )内は、2012（平成24）年1月公表の、東洋大学PPP研究センター「自治体別人口・公共施設延床面積リスト」に基づく数値です。

<sup>4</sup> 「公共施設等総合管理計画の主たる記載内容を取りまとめた一覧表」の保有量（公共建築物延床面積）は、統一的な基準による地方公会計における「勘定科目：有形固定資産>事業用資産>建物」に該当する資産のうち、一般会計等に含まれるものを指します。

図表 類型別の保有状況

面積：学校、市営住宅、行政系施設、供給処理施設が上位となっている。



順位	大分類	2022（令和4）年度末現在		
		施設数	総延床面積(㎡)	構成比
1	学校教育系施設	46	269,898.71	47.4%
2	市営住宅	15	114,866.59	20.2%
3	行政系施設	23	49,114.67	8.6%
4	供給処理施設	5	41,921.30	7.4%
5	市民文化系施設	47	30,430.73	5.3%
6	子育て支援施設	45	20,921.56	3.7%
7	スポーツ・レクリエーション系施設	8	16,983.88	3.0%
8	社会教育系施設	9	8,542.63	1.5%
9	産業系施設	7	6,274.92	1.1%
10	その他	19	5,468.00	1.0%
11	保健・福祉施設	4	4,249.79	0.7%
12	医療施設	1	301.34	0.1%
合計		229	568,974.12	100.0%

出典：公共施設の状況/令和4年度末データを加工

(2) インフラ施設

図表 インフラ施設の概要

大分類	中分類	施設概要 <sup>5</sup>
1 道路	(1)市道 <sup>6</sup>	路線数 7,130 総延長 1,833.8km
	(2)農道	路線数 282 総延長 93.9km
	(3)林道	路線数 2 総延長 6 km
	(4)橋りょう	910 橋
2 交通安全施設	(1)交通安全施設	カーブミラー5,229 か所 ガードレール 130.0km 道路照明灯 890 か所
3 河川	(1)河川	市管理河川水系数 46 河川延長 147.5km
	(2)水路	管理延長 9.8km 調整池 53
	(3)供給処理施設	排水機場 16 ポンプ処理能力 44.4 m <sup>3</sup> /秒
4 公園	(1)公園	施設数 377 総面積 150.51ha
5 漁港	(1)漁港	漁港数 3 係留施設延長 1,312m 外郭施設延長 4,713m
6 上下水道	(1)管路施設	配水管延長 1,305.3km 導水管延長 16.2km 送水管延長 27.0km 污水管延長 714.0km (下水) 污水管延長 212.7km (農集) 雨水管延長 49.4km 調整池 4

<sup>5</sup> 施設概要数値については、2023（令和5）年4月1日現在の数値を用いています。

<sup>6</sup> 市道の総延長には、「自転車専用道路」「自転車歩行者専用道路」「歩行者専用道路」を含んでいます。

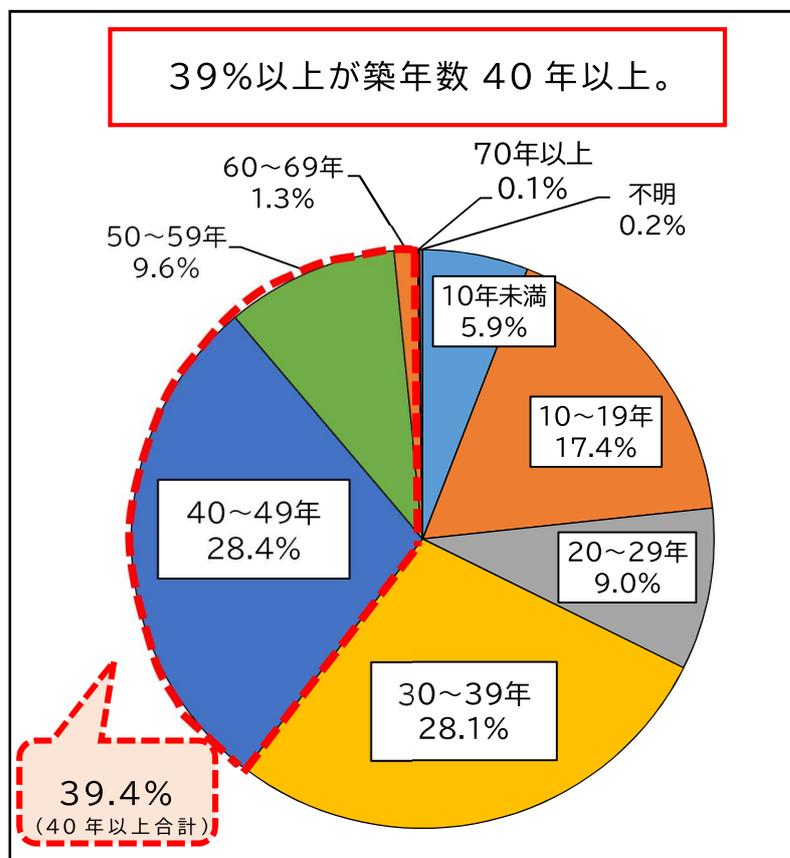
	(2)処理施設	送水場数 5 給水能力 93,180 m <sup>3</sup> /日 配水池数 14 容量 50,765 m <sup>3</sup> ポンプ所数 1 公称能力 2,620 m <sup>3</sup> /日 ろ過池数 0 浄水場数 0 水源数 32 公称能力 90,728 m <sup>3</sup> /日 ポンプ場数 15 (下水) ポンプ処理能力 吐出量 0.06~3.9 m <sup>3</sup> /分 浄化センター数 18 (農集) 処理能力 計画放流流量 108~983 m <sup>3</sup> /日
	(3)供給処理施設	ポンプ場数 3 (雨水) ポンプ処理能力 33.2 m <sup>3</sup> /秒
	(4)庁舎等	庁舎延床面積 4,918 m <sup>2</sup>
	7 その他	(1)ため池
	(2)その他	海岸保全施設延長 3,455m

## 2 公共施設等の老朽化状況

### (1) 公共建築物

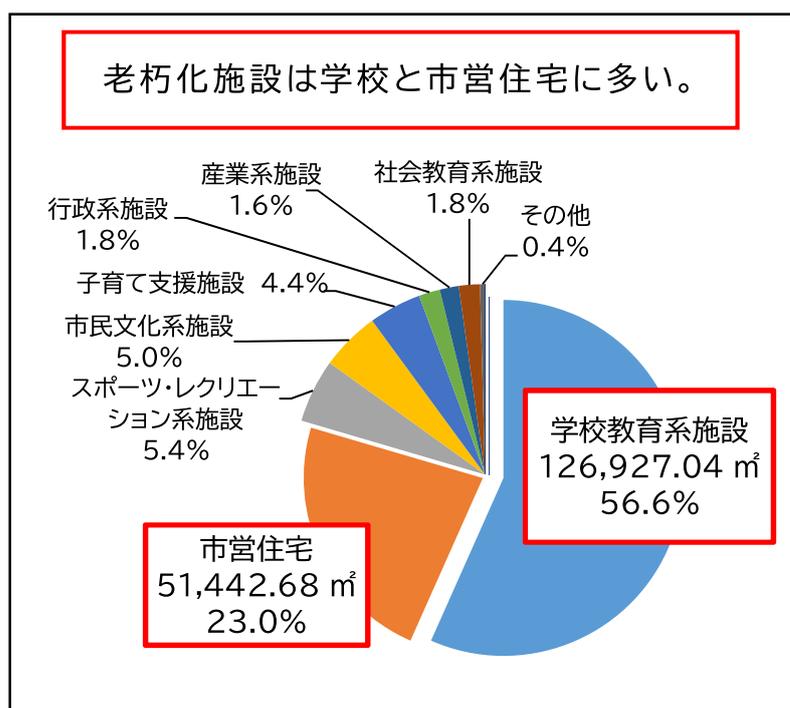
公共建築物のうち、長寿命化改修の必要な建設後40年以上を経過しているものが39.4%となっています。

また、老朽化の予備軍でもある築年数30年以上40年未満の施設が28.1%占めており、10年後には67.5%となり、これまで以上に老朽化対策が必要となります。



出典：公共施設の状況（令和4年度末）データを加工

特に、築年数が40年以上となる施設のうち、学校教育系施設が56.6%と最も高く、2番目は23.0%で市営住宅となっています。



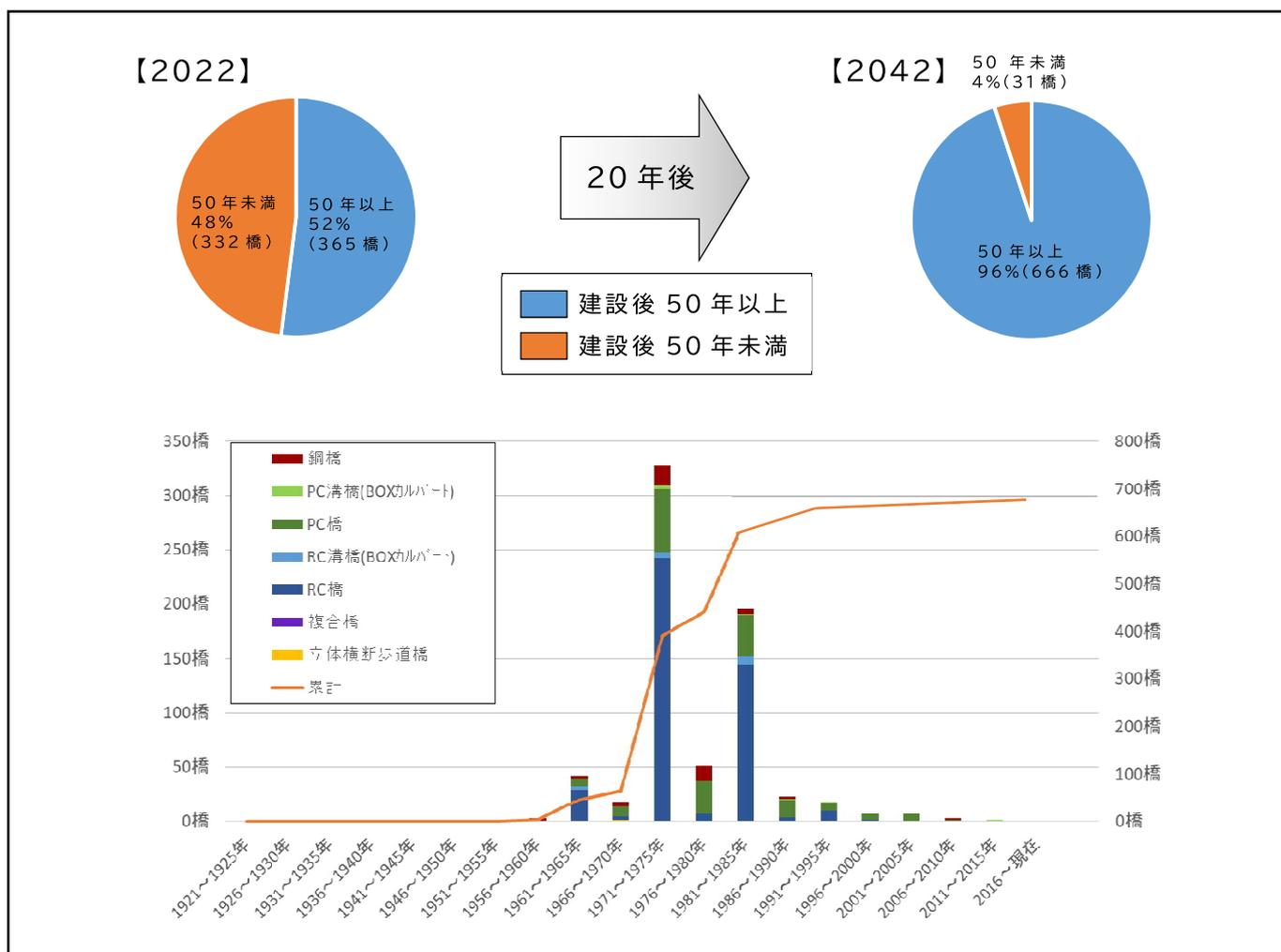
出典：公共施設の状況（令和4年度末）

## (2) インフラ施設

インフラ施設についても、全般的に老朽化が進んでおり維持・修繕等の経費が増加することが予想されます。

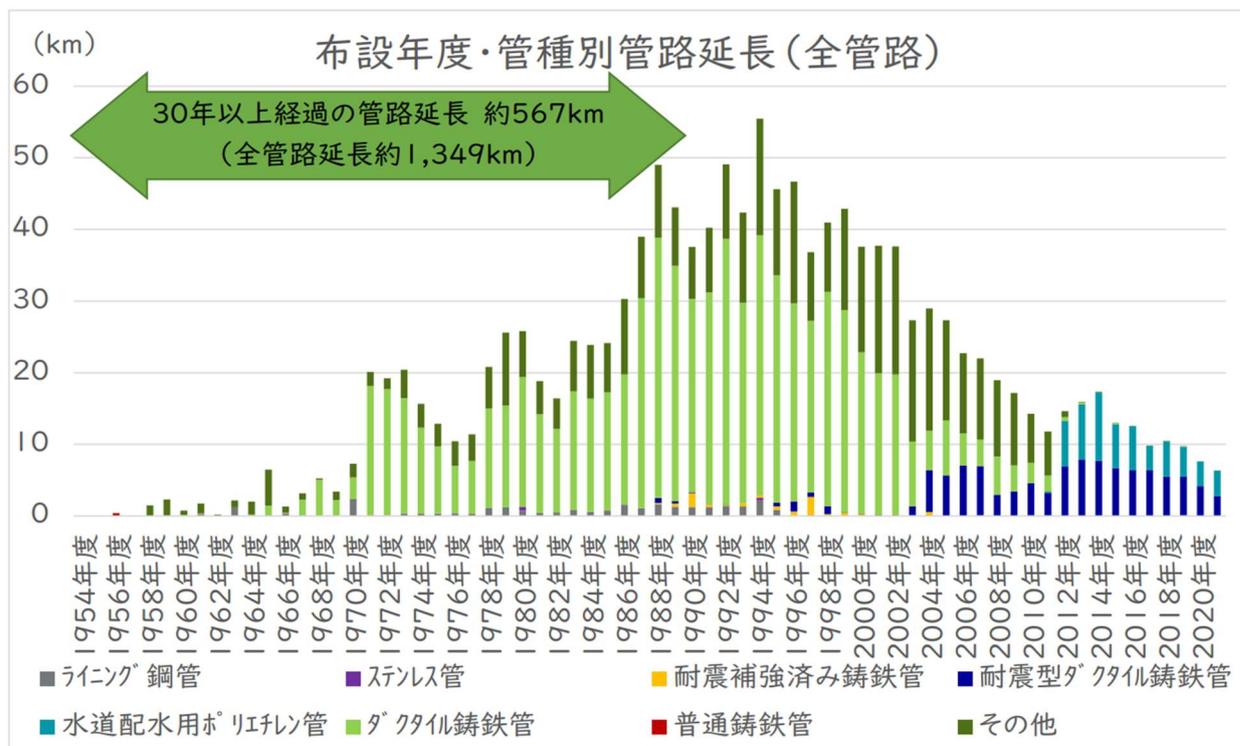
橋りょう（下図）<sup>7</sup>については、本市が管理する橋りょうのうち、2023（令和5）年3月現在、橋梁長寿命化修繕計画の対象が910橋であり、そのうち15m以上の橋りょうは82橋、15m未満の橋りょうは823橋であり、また横断歩道橋が5橋あります。

建設年が不明な橋りょうを除く対象橋りょう697橋の内、現時点で建設後50年を経過した橋りょうは365橋ですが、20年後には建設後50年を経過する橋りょうが666橋と約96%を占め、橋りょうの高経年化が進展していきます。



<sup>7</sup> 「鈴鹿市橋梁長寿命化修繕計画（2023（令和5）年3月）」から抜粋

また、水道事業（下図）<sup>8</sup>の管路の布設状況については、2021（令和3）年度末現在で総延長が約1,349 kmになっており、布設から30年以上が経過している管路が全体の約40%を占め、老朽化対策を順次実施しています。



<sup>8</sup> 「鈴鹿市上下水道事業経営戦略（改定版）（2022（令和4）年10月）」から抜粋

### 3 公共建築物のコスト状況

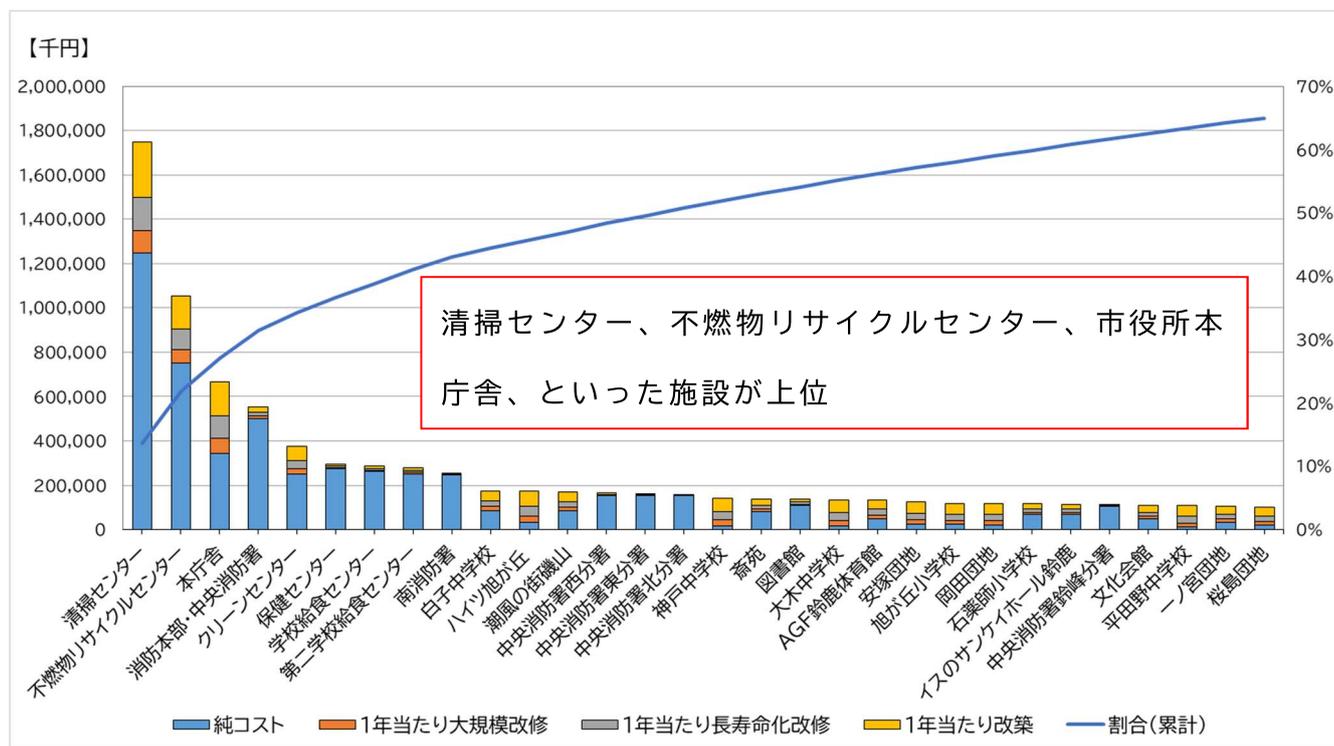
#### (1) 施設別コスト状況

施設別コストを算出するに当たっては、中長期的な視点から大規模改修や長寿命化改修、改築といった投資的なコストも含めています。

各施設の実態を把握し、コストが高い施設に着目し様々な取組を進めることも、マネジメントの視点として重要となってきます。

下図では、清掃センター、不燃物リサイクルセンター、市役所本庁舎といった施設が上位となっており、上位 30 施設までで全体の約 65%を占めています。

図表 施設別 1 年当たりコスト（上位 30 施設）



※ 純コスト（2022（令和4）年度実績）：維持管理費（ただし、維持管理費に充てるために国、県より補助を受けている場合は、これを控除しています）。維持管理費の範囲は光熱水費、維持修繕費（建物及び設備）、借地料、指定管理料、維持管理委託料、その他委託料、施設の維持管理に要したと見込まれる人件費としています。

1年当たり大規模改修：延床面積に大規模改修にかかる標準単価を乗じた値を80年で除した値。

1年当たり長寿命化改修：延床面積に長寿命化改修にかかる標準単価を乗じた値を80年で除した値。

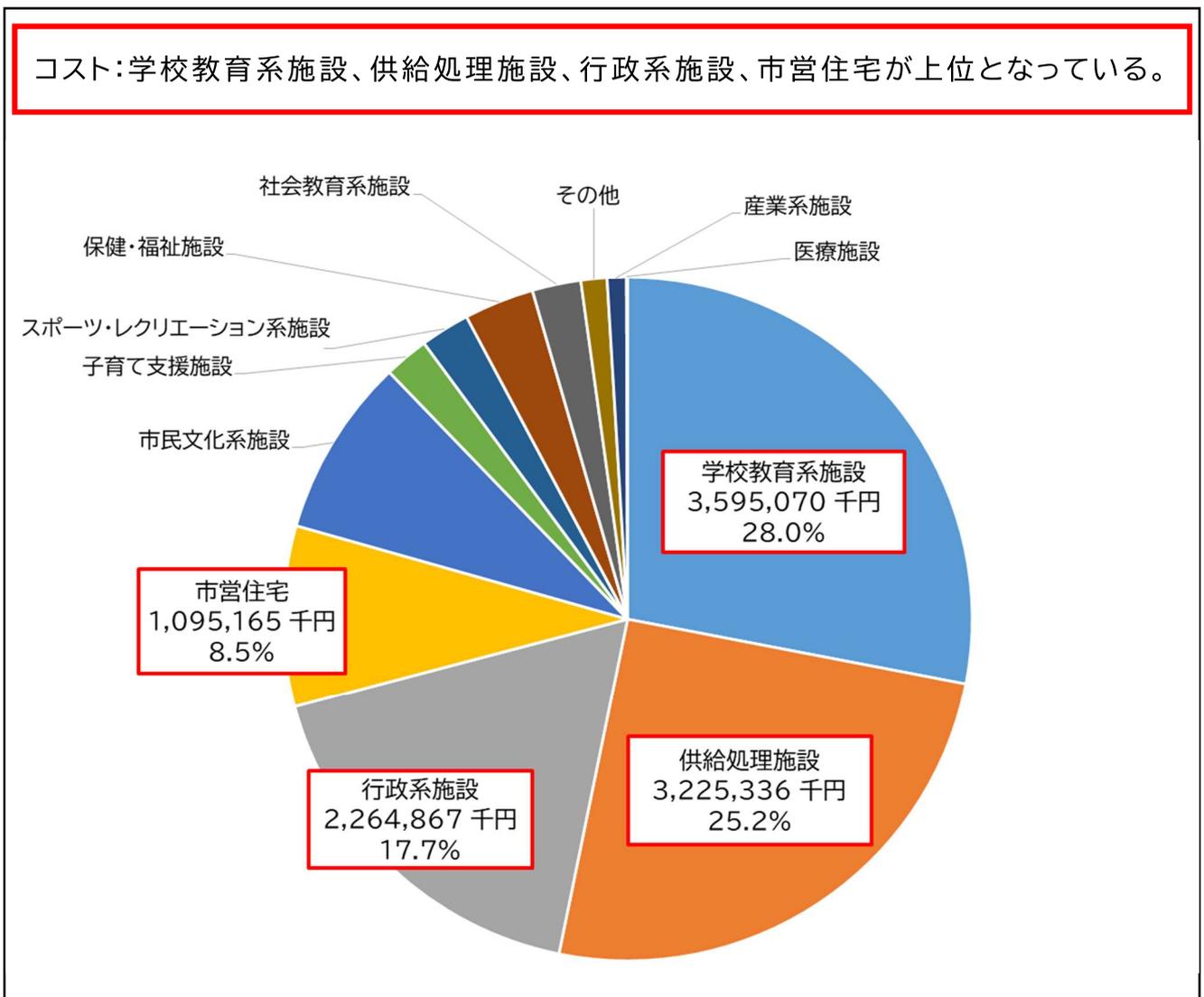
1年当たり改築：延床面積に改築にかかる標準単価を乗じた値を80年で除した値。

## (2) 類型別コスト状況

類型別に集計したコスト状況を見ると、学校教育系施設や供給処理施設、行政系施設、市営住宅といった延床面積が大きい施設がここでの分析においても上位となっています。また、供給処理施設は1施設当たりが非常に高いコストを必要としている点が特徴的です。

これらのコストが上位の分野施設については、特に効果的な取組を実施していくことで、財政負担の圧縮効果も期待されることから、重要なポイントとなると考えられます。

図表 類型別コスト状況

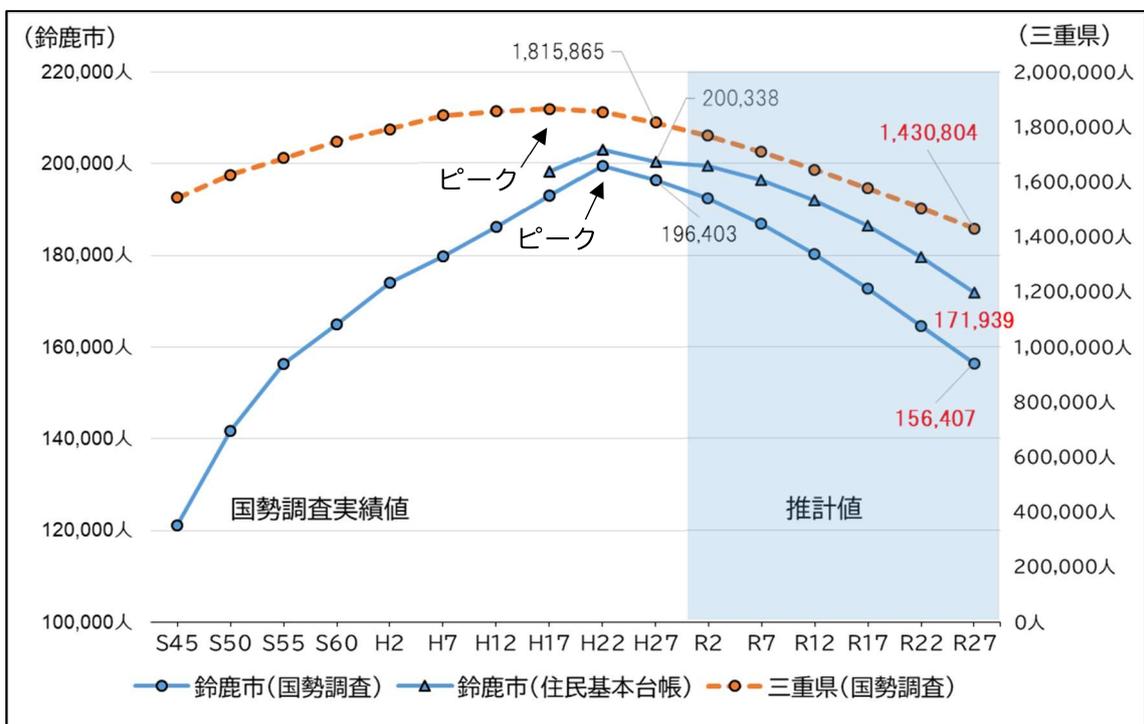


## 4 人口分析<sup>9</sup>（人口ビジョンから）

### （1）総人口の推移及び将来推計

本市における国勢調査結果に基づく人口推移（実績値）及び国勢調査結果に基づく国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の将来推計人口（推計値）と、同様に住民基本台帳の総人口の推移及び住民基本台帳に基づき本市独自に行った2020（令和2）年から2045（令和27）年までの将来的な人口動向を示したのが次のグラフです。

図表 鈴鹿市及び三重県の5年ごとの人口及び将来推計人口の推移



- 本市の総人口は、国勢調査結果及び住民基本台帳とも2010（平成22）年をピークに減少に転じています。社人研推計によると、2045（令和27）年では、156,407人と予想され2015（平成27）年の人口から約4万人の減少が見込まれます。一方、住民基本台帳に基づく本市独自の人口推計<sup>10</sup>では、約3万人の減少が見込まれます。
- 三重県の全体の人口は、2005（平成17）年の1,866,963人をピークに減少に転じています。同じく社人研推計による2045（令和27）年では、1,430,804人と予想され、2015（平成27）年の人口1,815,865人から約38万5千人の減少が見込まれます。

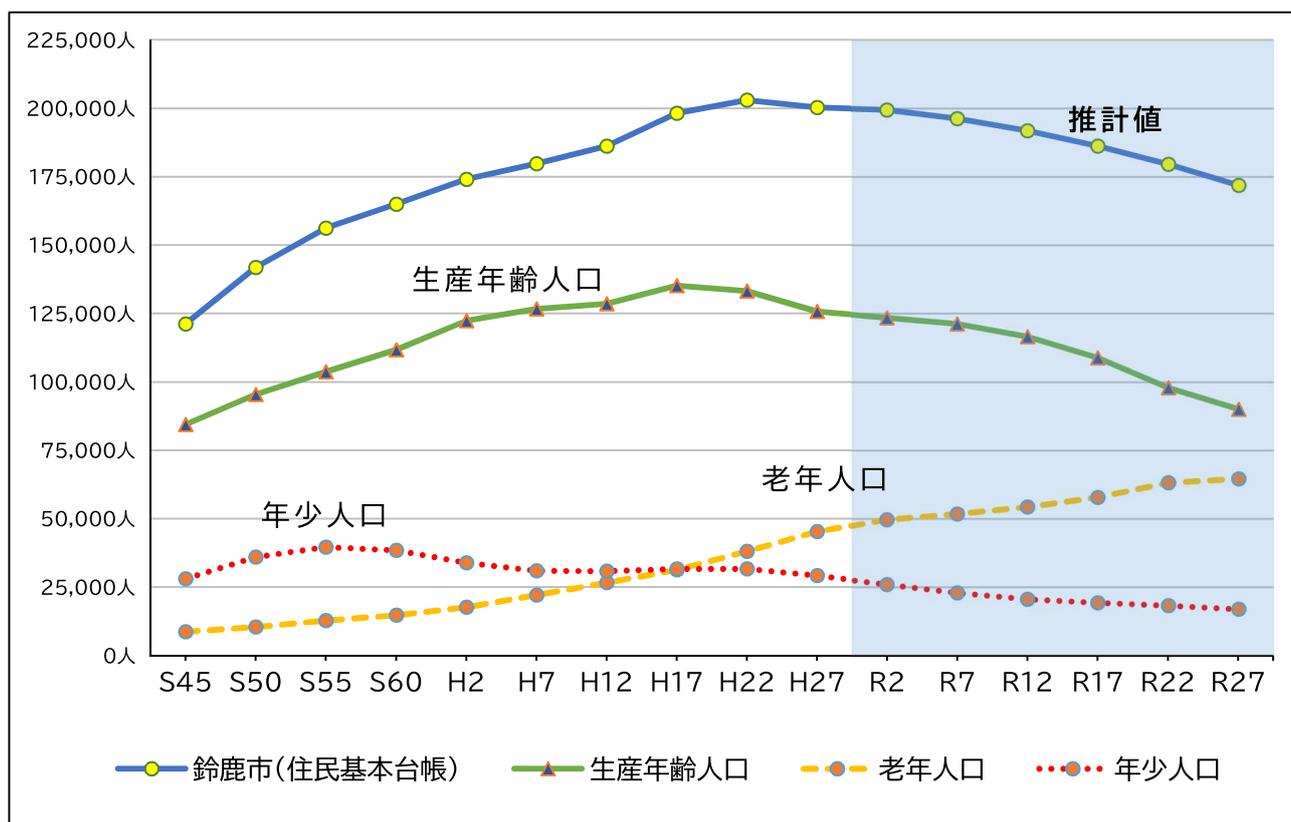
<sup>9</sup> 鈴鹿市人口ビジョン（改定版）から抜粋

<sup>10</sup> 総合管理計画では、住民基本台帳に基づく人口推計を採用しています。

## (2) 年齢別人口の推移及び将来推計

本市における1970（昭和45）年から2015（平成27）年までの人口推移（実績値）及び2020（令和2）年から2045（令和27）年までの将来推計人口（推計値）について、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の3区分で人口推移を見たのが次のグラフです。

図表 年齢3区分別人口の推移（鈴鹿市）



※2015（平成27）年までの3区分人口は国勢調査、2020（令和2）年以降の総人口は住民基本台帳に基づく本市独自の人口推計値より作成

- 本市では、生産年齢人口が戦後から2005（平成17）年頃まで増加を続けましたが、2010（平成22）年に減少に転じ、現在まで減少が続いており、今後においても減少することが推計されています。
- 年少人口は、第2次ベビーブーム時には増加したが、それ以降は減少傾向が続いています。
- 老年人口は、2005年（平成17）年以降は年少人口を上回り、一貫して増加を続けています。

## 5 公共施設等の維持・更新に係る経費見込等

### (1) 前提条件について

公共建築物については、2024（令和6）年〇月改定の個別施設計画において、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減を目的に、本市の公共建築物の大部分を占める、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の目標耐用年数<sup>11</sup>を原則80年以上と設定しています。

目標耐用年数を80年以上と設定するに当たり、個別施設計画の「対策の優先順位の考え方」に基づく「大規模・長寿命化改修」及び「部位改修」を実施する条件設定で試算を行っています。

なお、財政的影響の把握の観点から、将来更新費用の推計においては、インフラも対象としています。

### 【将来更新費用試算の前提条件について】

将来更新費用の試算の前提条件のうち主な内容は次のとおりです。

- ① 《公共建築物》⇒構造種別ごとに設定された改修又は改築は現在と同じ面積であると仮定しています。

公共建築物の更新までの年数についての考え方は次（下表）のとおりです。

構造		改築までの年数の考え方
公共建築物	鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄骨造（重量）	原則80年以上使用 （試算上は、80年で改築費用を計上）
	鉄骨造（軽量） 木造	原則50年以上使用 （試算上は、50年で改築費用を計上）

- ② 《インフラ》⇒個別施設計画が策定され、経費の見込が示されているインフラについては、計画に基づく数値を使用しています。

また、個別施設計画が策定されていないインフラについては、これまでの実績などから、公共施設等の担当課（以下「施設担当課」という。）が想定している中長期的な経費見込を積み上げることにより試算しています。

<sup>11</sup> 目標耐用年数とは、目標とする使用年数を指し、原則、鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄骨造（重量）は80年以上、鉄骨造（軽量）・木造は50年以上とします。

- ③ 長寿命化の対策費用は、個別施設計画における「長寿命化の対策別改修整備水準」に基づき、長寿命化の対策ごとに、個別に工事の概算費用を算出しています。なお、大規模な工事については、別途設計費を該当年度に加算しています。

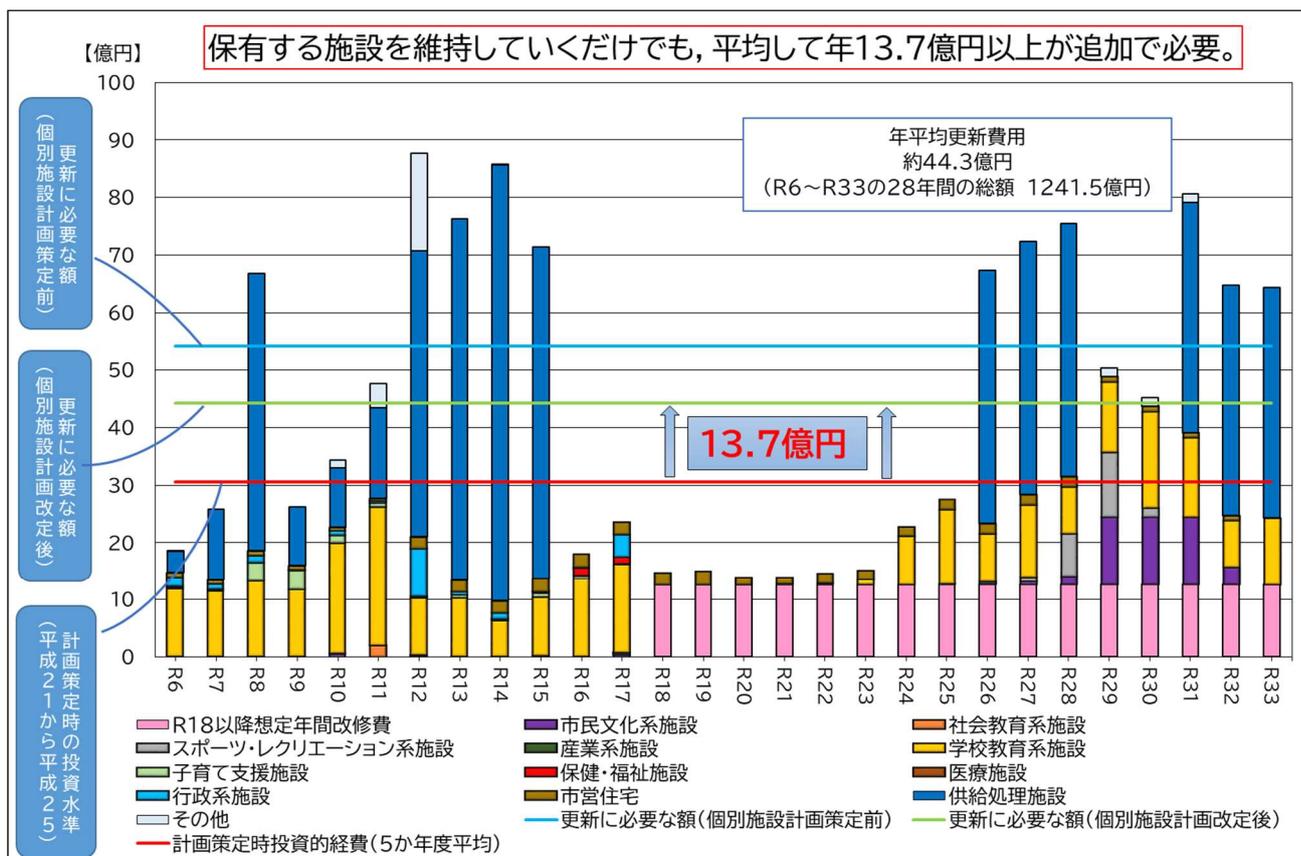
なお、この整備水準により算出しがたい供給処理施設については、施設担当課が算出した数値を使用しています。

【将来更新費用に対する充当可能財源の考え方について】

- ① 将来更新費用に対する充当可能財源として、次の図中では、赤色の横の直線で公共施設等に係る投資的経費の計画策定時の直近5か年度平均の水準を示しています。
- ② 計画策定時を基準に、直近5か年度と同水準の投資的経費が確保され続けると仮定した場合に、どの程度の不足があるかを確認できます。

(2) 公共建築物の将来更新費用

図表 将来の更新費用の推計（公共建築物のみ）



計画策定時5か年度（H21～H25）平均投資的経費との比較

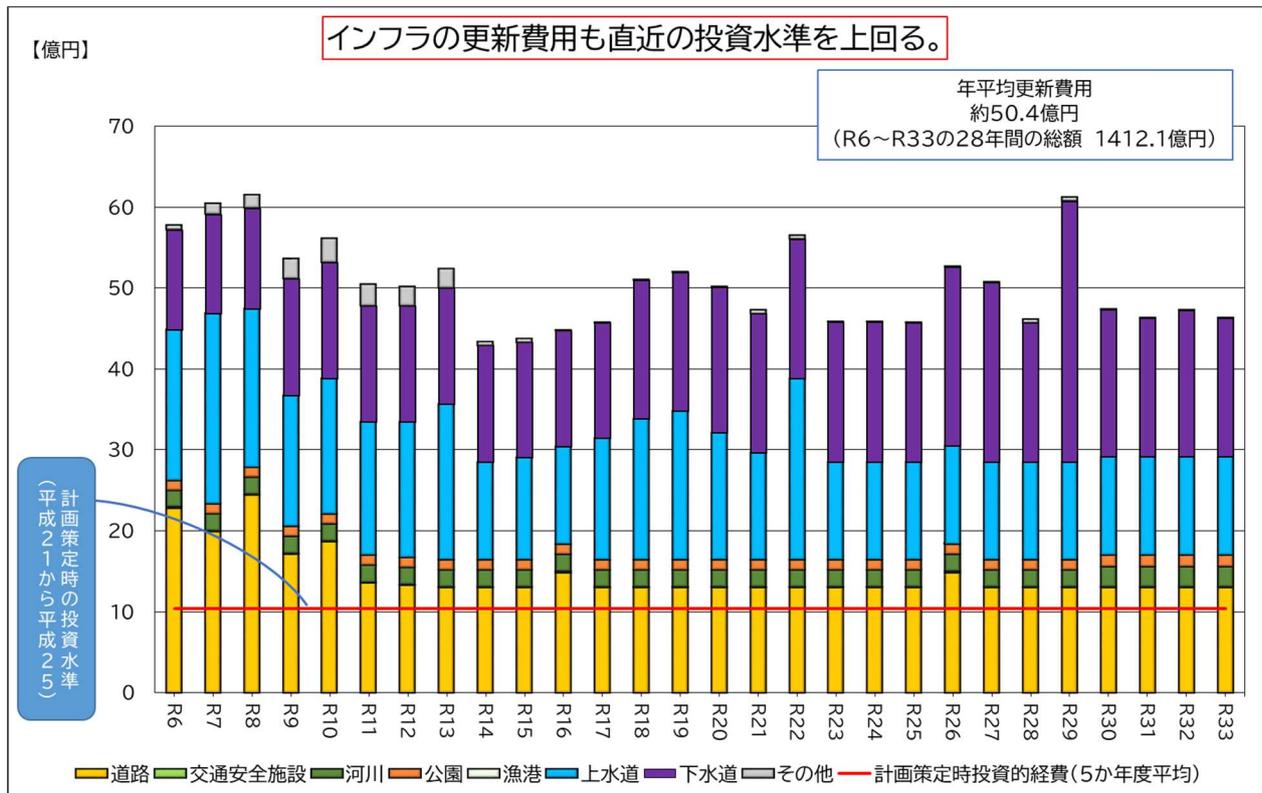
計画策定時5か年度平均投資的経費	1年当たり将来更新費用	比率
30.6億円	44.3億円	1.45倍

《検証》

- ① 2024（令和6）年度から2051（令和33）年度の28年間での更新費用総額は1,241.5億円、1年あたり平均は約44.3億円となっています。
- ② 計画策定時の直近5か年度平均の公共建築物に係る投資的経費の水準は、30.6億円（赤のライン）であり、今後はこの約1.45倍の更新費用が見込まれることになり、現在保有する施設を維持していただくだけでも、平均して年13.7億円が追加が必要ということになります。
- ③ 長寿命化の対策手法として、部位ごとの劣化状況に応じて対策を実施する「部位改修」の概念を取り入れ、同時期に建築された施設についても、部位ごとの改修履歴や劣化状況に応じて、部位改修の時期を適切に順位付けすることにより、対策費用の平準化を図るとともに、年間当たりのコストも約9.8億円の縮減を見込んでいます。

(3) インフラ施設の将来更新費用

図表 将来の更新費用の推計（インフラ）



計画策定時5か年度（H21～H25）平均投資的経費との比較

計画策定時5か年度平均投資的経費	1年あたり将来更新費用	比率
10.4億円	50.4億円	4.85倍

《検証》

- ① 2024（令和6年）度から2051（令和33）年度の28年間での更新費用総額は1,412.1億円、1年当たり平均は約50.4億円となっています。
- ② 計画策定時の直近5か年度平均のインフラに係る投資的経費の水準は、10.4億円（赤のライン）であり、今後はこの約4.85倍もの更新費用が見込まれることとなります。
- ③ 特に、道路と上下水道の更新費用負担が大きくなっていることが見て取れます。

（4）財政状況

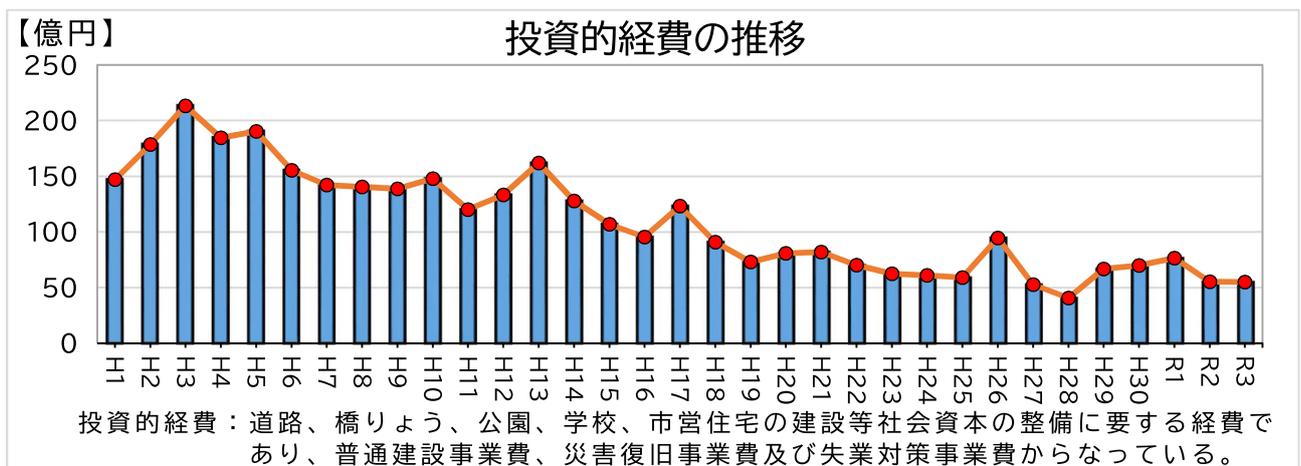
本市の財政状況は、近年、歳入の根幹である市税について、大きな増減がなく約300億円程度で推移していますが、今後は、人口減少社会の到来により生産年齢人口の減少が見込まれることから、厳しい状況が予測されます。

歳出については、扶助費（社会保障関係経費）が引き続き高い伸び水準で推移することが見込まれます。

これまでは、投資的経費を抑制してきましたが、「公共施設等」の更新費用を回避することはできず自治体の将来に大きな負担となります。

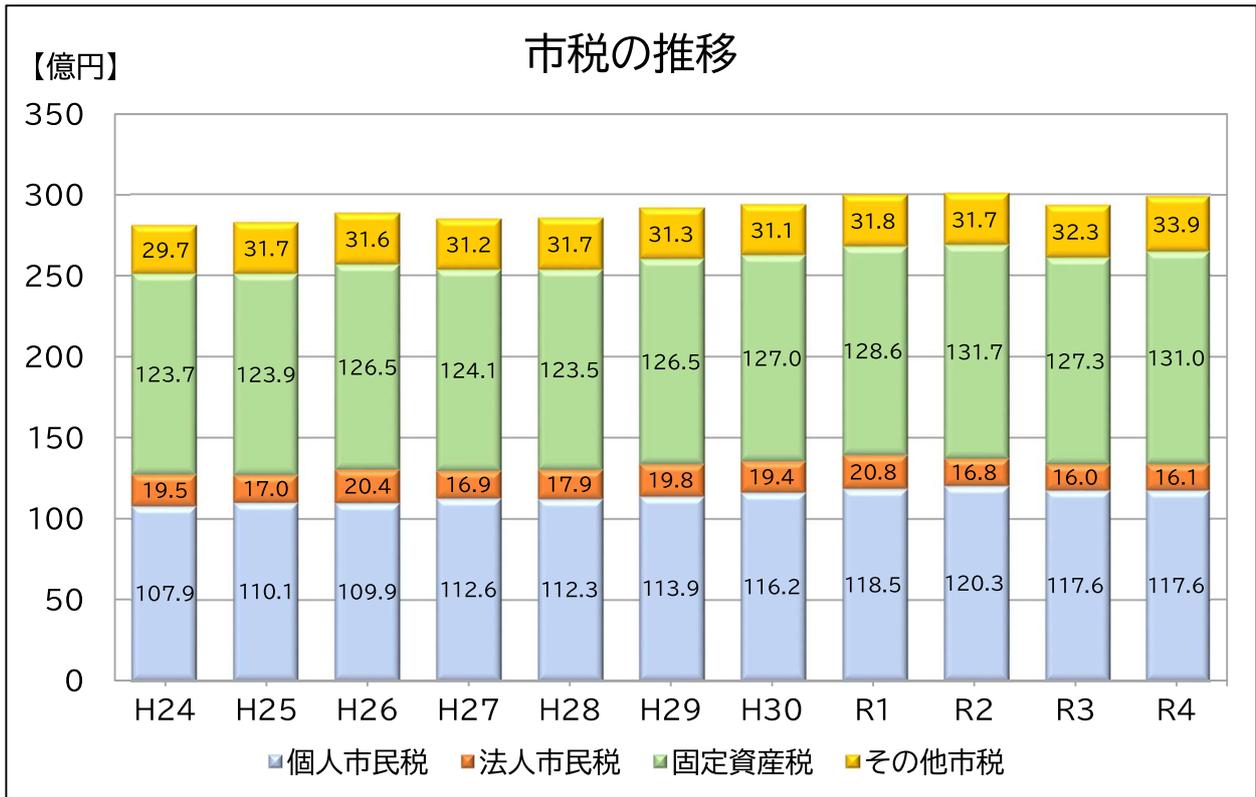
公共施設等の維持・更新に係る経費については、前述のとおり膨大な費用が必要と試算されていることから、財源については各種基金や地方財政措置のある地方債の活用を行うことや、維持管理経費を削減する統廃合、複合化等、公民連携による更なる効率的な財政運営が必要となります。

図表 投資的経費の推移（普通会計）

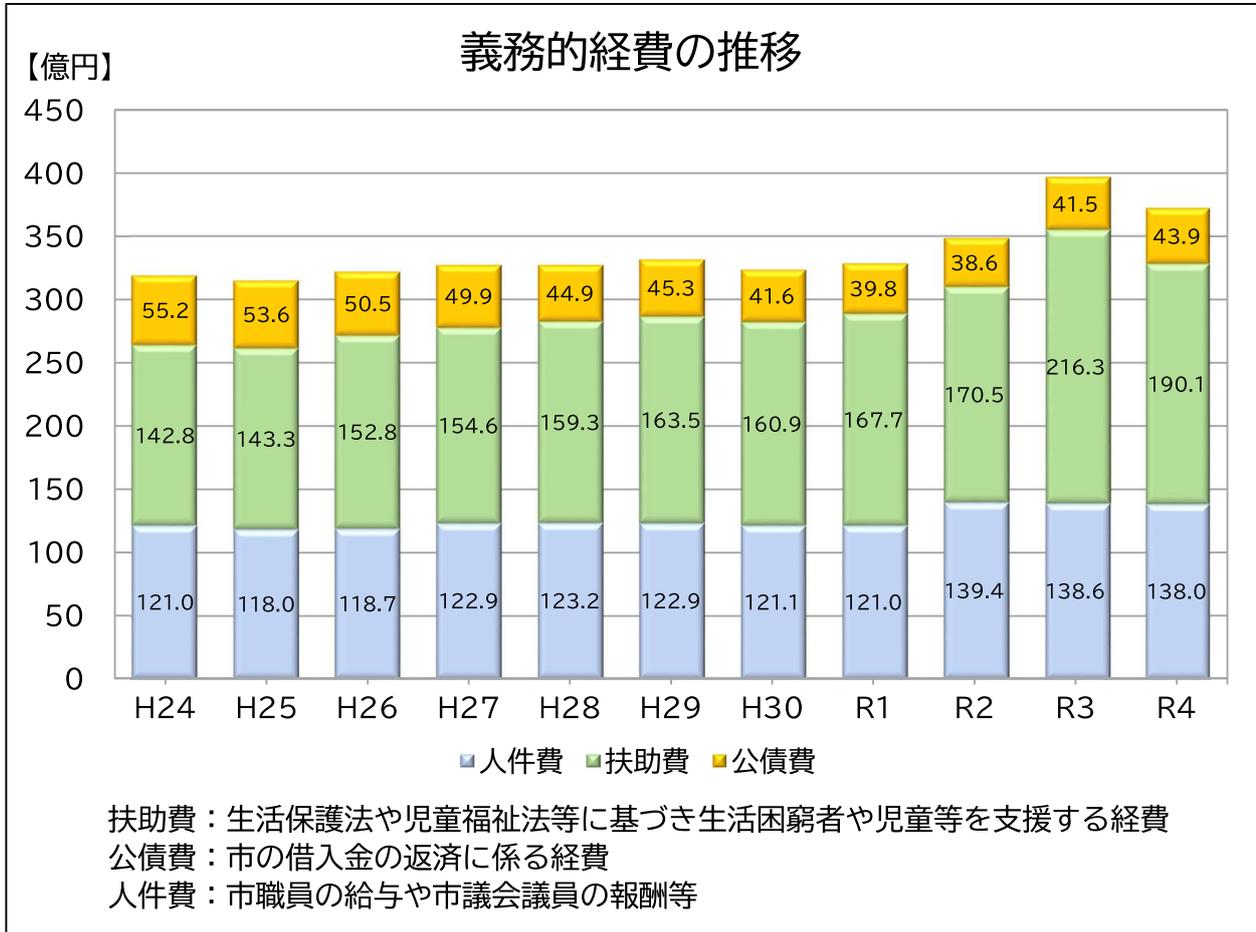


出典：地方財政状況調査（決算統計）データを加工

図表 市税の推移



図表 義務的経費の推移





## 第3章

# 公共施設等の総合的・計画的な 管理に関する基本方針

---

# 1 基本的な考え方

---

## (1) 対象施設

総合管理計画の対象施設は、本市が所有する公共建築物（ハコモノ）及びインフラ施設とします。

## (2) 対象期間

本市では、2024（令和6）年度からスタートする「鈴鹿市総合計画2031」において、8年間のまちづくり全体の目標となる将来都市像として、

「ひとつがつながり DXで未来を拓く

# 最高に住みやすいまち鈴鹿」

を掲げています。

推進プラン（個別分野における計画）と、「鈴鹿市総合計画2031」との関係性については、総合計画が掲げるまちづくりの方向性と絶えず整合・連携を図りながら、一体的にまちづくりを推進していくこととしています。

総合管理計画の位置付けとしましては、2013（平成25）年11月に国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」のロードマップで示された、個別施設計画を策定するための、行動計画としています。

本市では、2020（令和2）年7月に、すべての公共建築物を対象とした個別施設計画として「鈴鹿市公共建築物個別施設計画」を策定したことから、個別施設計画に記載した対策内容等を反映させ、中長期的な視点と、財政負担の平準化を踏まえ、総合管理計画の対象期間を36年間（2016（平成28）年度～2051（令和33）年度）とします。

また、総合管理計画期間内において、社会経済情勢や人口動態の大幅な変動に対応できるよう、必要に応じて見直しを行い、総合計画との整合を図りながら、総合管理計画の精度向上を目指します。

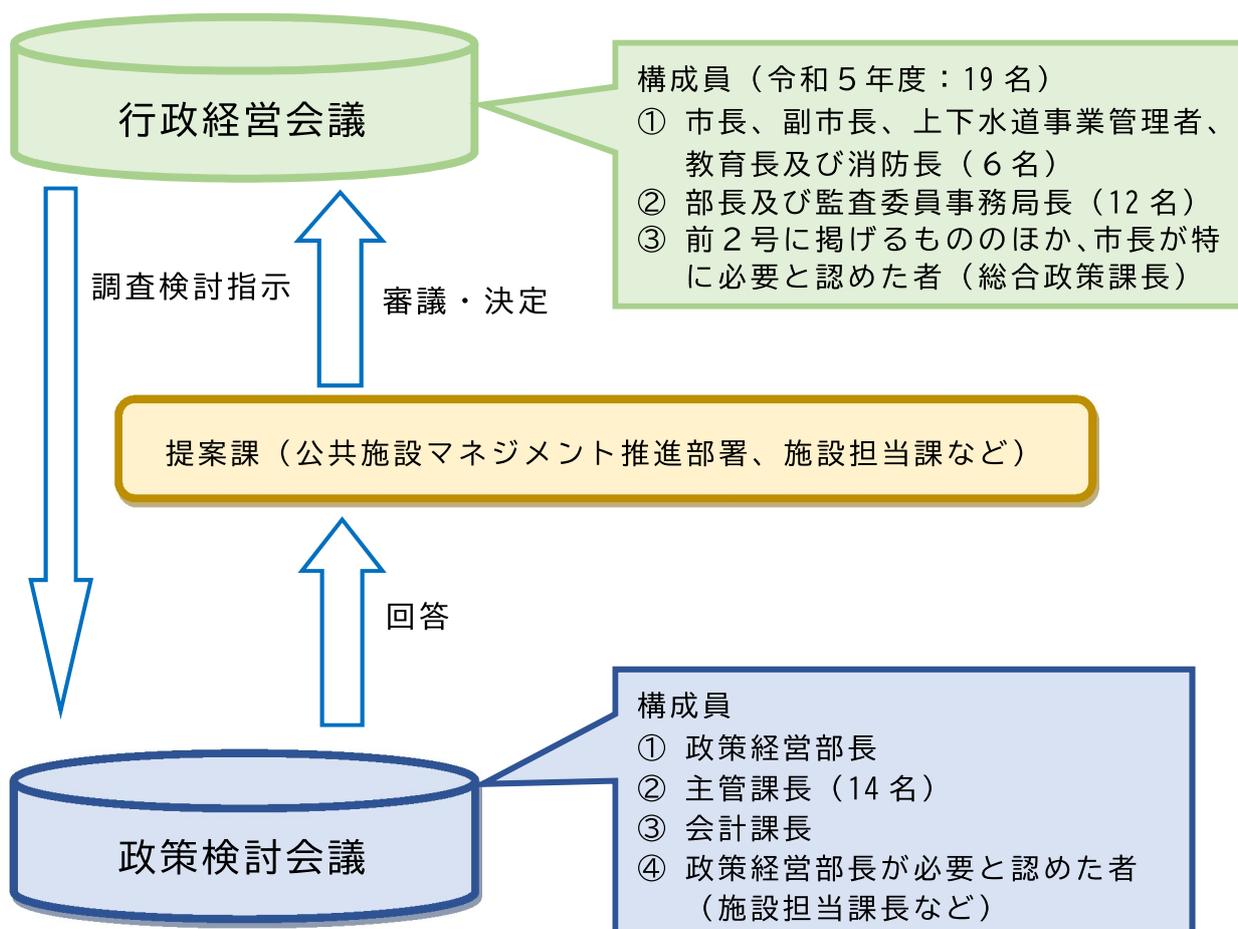
### (3) 全庁的な取組体制と情報共有方策

公共施設等の管理に関する情報については、部局内にとどまることなく一元的に管理し、全庁的に情報共有が図られるよう、取り組んでいきます。

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するに当たり、市政の最高方針等とその推進に関する重要な施策の審議については、鈴鹿市庁内会議に関する規則（1995（平成7）年鈴鹿市規則第25号）第2条に規定の行政経営会議に諮り、意思決定を行うこととします。

また、重要な施策の審議に当たっては、その事項の調査、検討を行うため、同条に規定の政策検討会議を経るものとします。

#### 《取組体制イメージ》



(4) 公共施設等の現状や課題に関する基本的な考え方

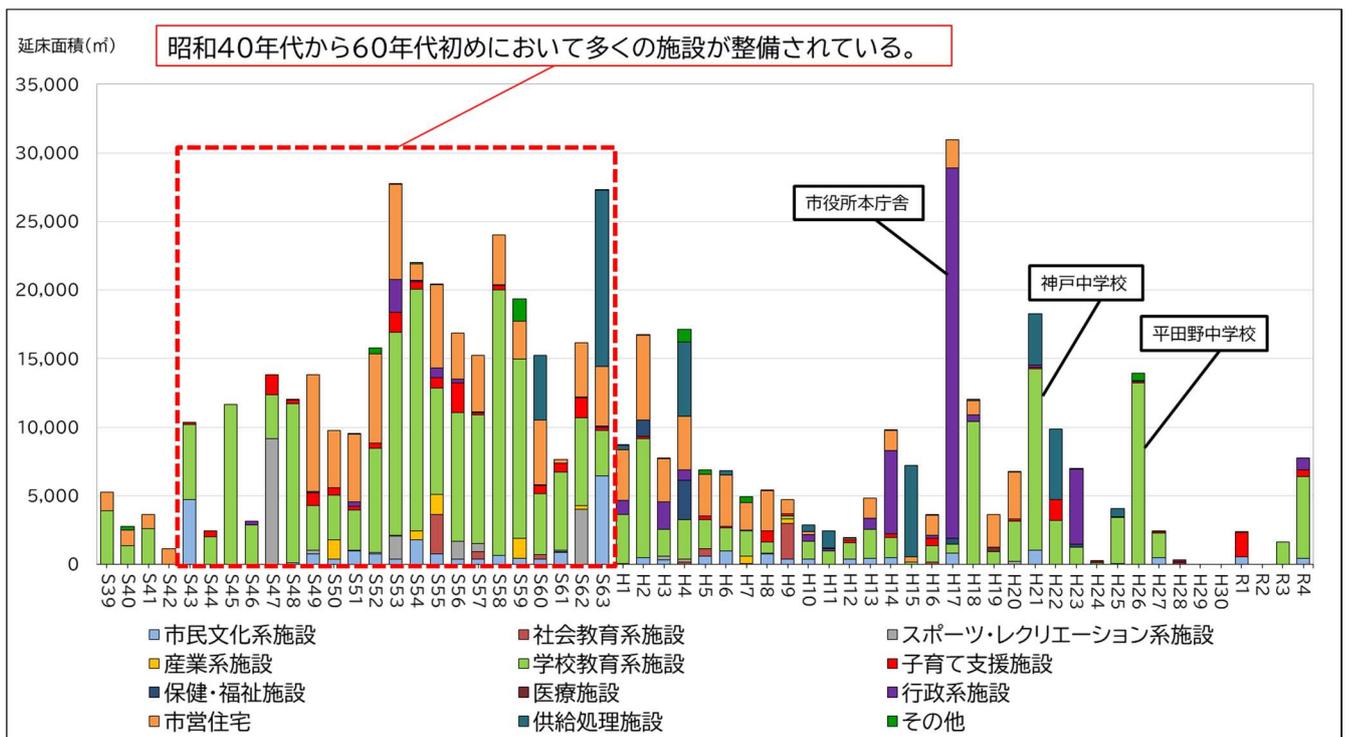
第2章で記述の公共施設等の現況及び将来の見通しから、改めて現状や課題について3つの視点から下記のとおり整理をしました。

① 公共施設等の状況から

- 全体の保有量としては、近隣自治体と比べて比較的少ないが、類型別の延床面積では、学校や市営住宅、庁舎、ごみ処理場などが上位を占め、人口一人当たりの延床面積を近隣自治体と比較すると庁舎が多いのが特徴的です。
- 築年別の整備状況は下図のとおりであり、本市の発展とともに昭和40年代から昭和60年代初めにおいて、学校教育系施設や市営住宅を中心として多くの施設が整備されています。

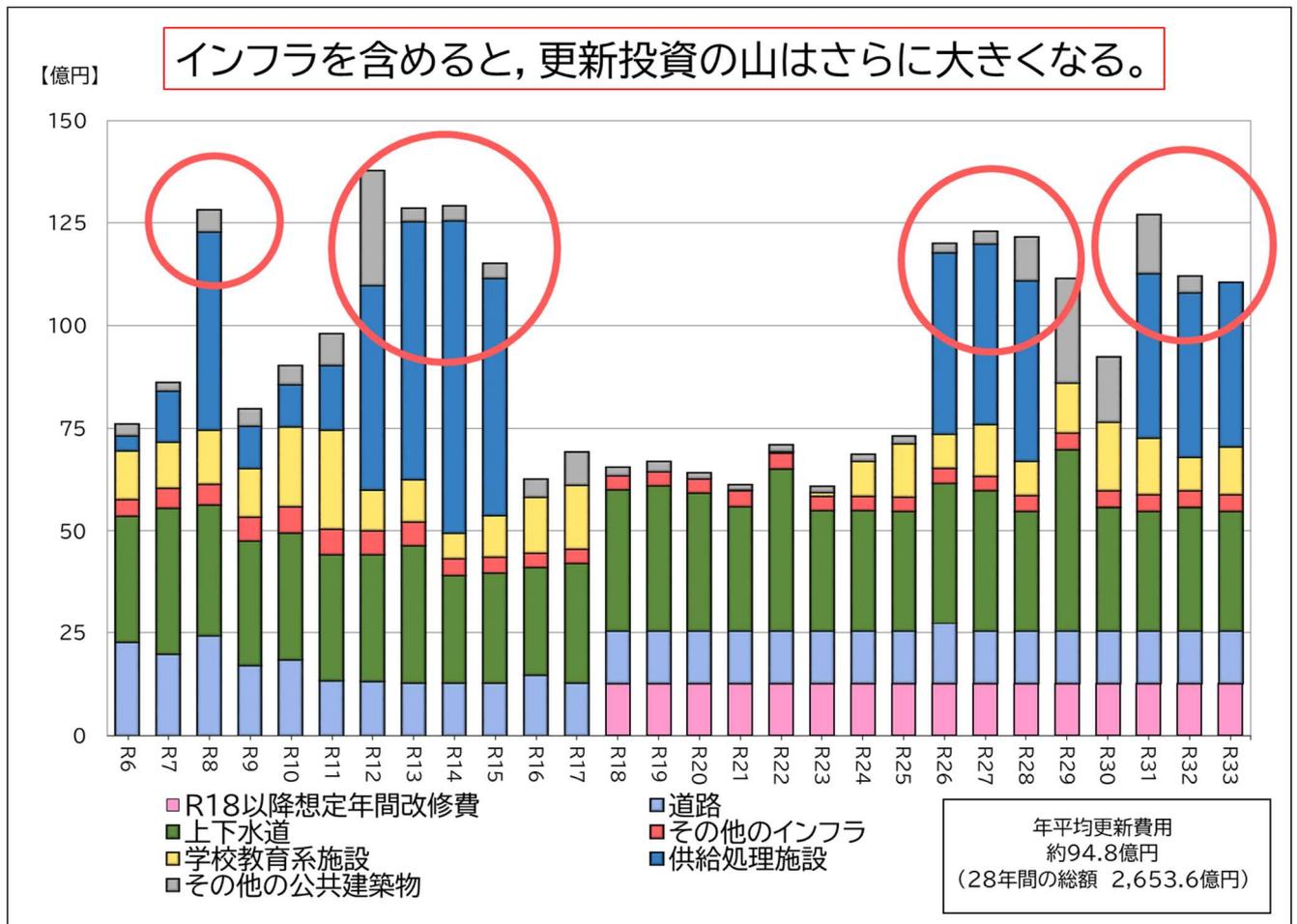
そのほか、2005（平成17）年度の本庁舎の建て替え、2009（平成21）年度の神戸中学校や2014（平成26）年度の平田野中学校の移転改築などが特徴的に表れています。

図表 築年別の整備状況（類型別表示）



- 老朽化の状況については、公共建築物の約4割が築年数40年以上を経過しており、特にその約8割が学校教育系施設や市営住宅で占めており、今後メンテナンスや更新等について負担増が懸念されます。施設別のコスト状況では、清掃センター、不燃物リサイクルセンター、市役所本庁舎といった施設が上位を占めており、老朽化の状況とあわせてメンテナンスコストの縮減が重要となります。
- 公共建築物とインフラ施設を合わせた将来更新費用については、下図のとおり、インフラでは道路と上下水道、公共建築物では学校教育系施設と供給処理施設が大半を占めています。
- インフラにおいては、近年、河川敷、公園、道路などにおいて、利活用に向けた動きが進んでいることから、新たなマネジメントが必要となります。

図表 将来の更新費用の推計（公共建築物及びインフラ）

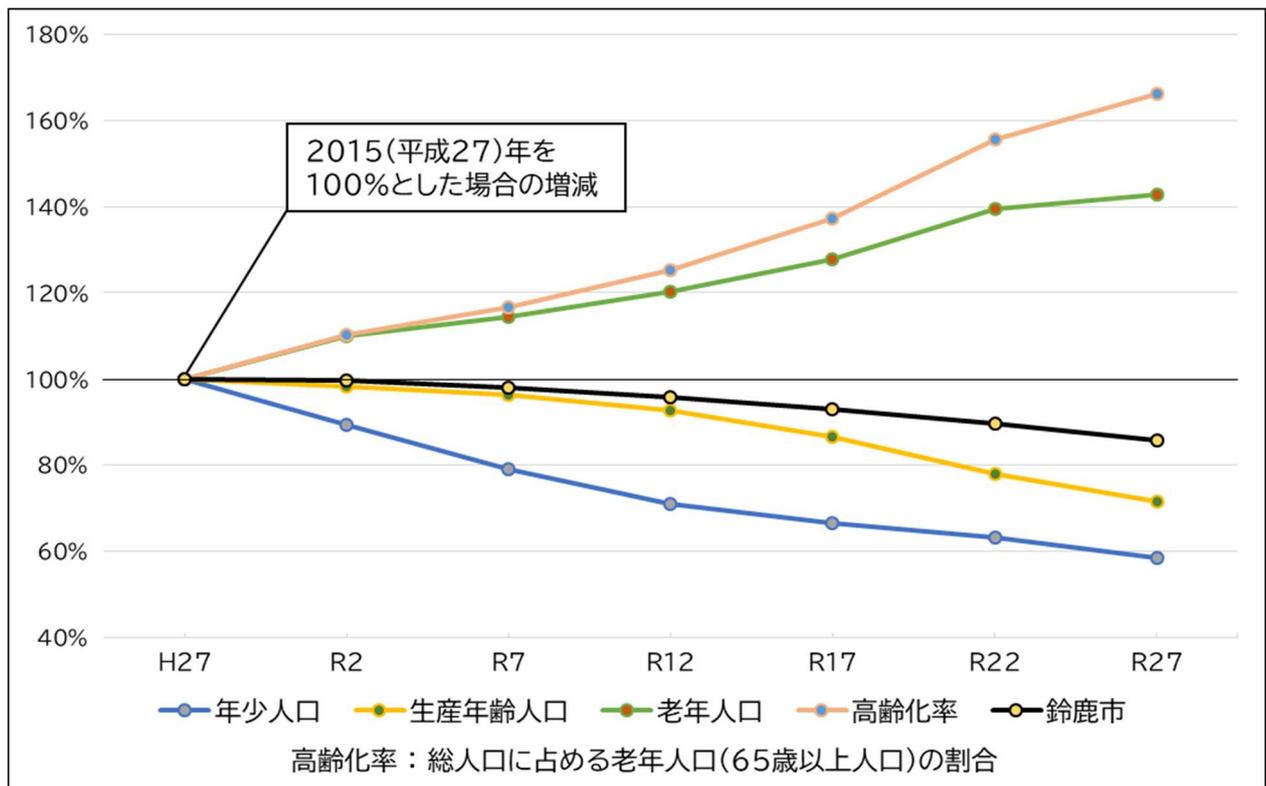


- 2024（令和6）年から2051（令和33）年における1年当たりの平均更新費用は、約94.8億円となり、財政負担の増加と集中によりこのままでは維持は困難な状況が予測されます。

② 人口見通しから

- 本市も少子高齢化の進展により、出生数が死亡数を下回る自然減による人口減少が生じています。
- また、本市は企業活動に伴う人口移動の影響を受けやすく転出者数が転入者数を上回る社会減による人口減少も生じています。
- 本市も例外なく、年少人口、生産年齢人口が減少し、老年人口が増加していくことが予測されています。
- 人口減少、人口構成の変化に伴う、公共施設等の需要減少の一方では、市民ニーズの多様化やあらゆる世代に対応した、新たなマネジメントが必要となります。

図表 年齢区分別人口及び高齢化率の増減

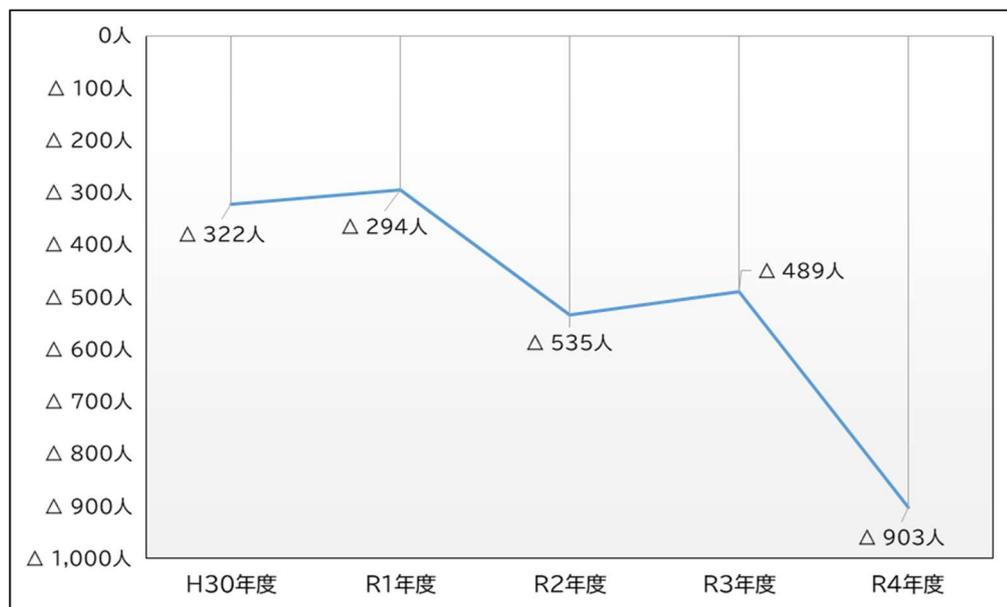


出典：鈴鹿市人口ビジョン（令和2年3月改定版）データを加工

図表 自然動態による人口動態（自然減）

算出方法：出生数－死亡数（年度当たり）

現状値	実績値			
H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
△ 322人	△ 294人	△ 535人	△ 489人	△ 903人

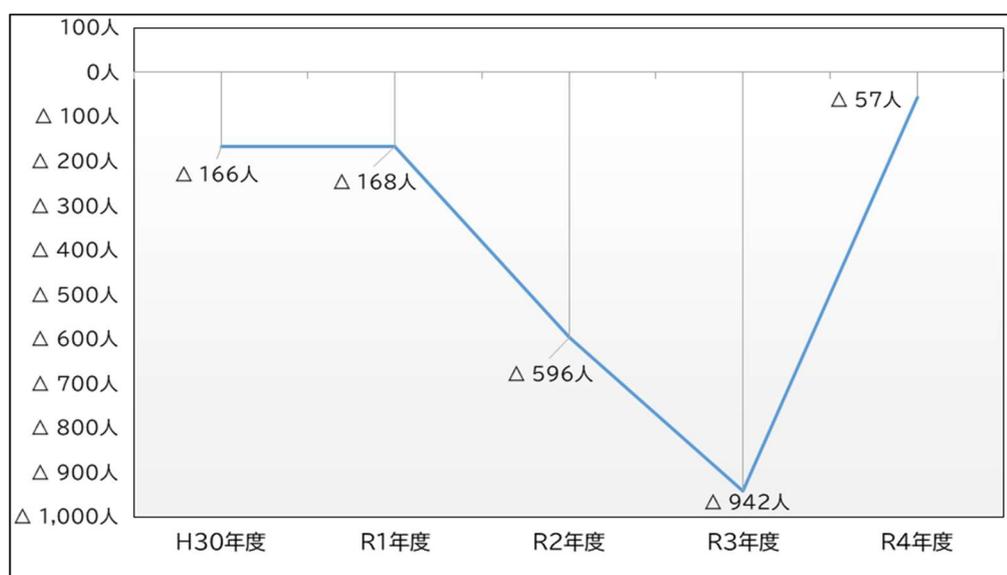


出典：第2期 鈴鹿市まち・ひと・しごと創生総合戦略 進行管理表（2023(令和5)年7月）データを加工

図表 社会動態による人口動態（社会減）

算出方法：転入者数－転出者数（年度当たり）

現状値	実績値			
H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
△ 166人	△ 168人	△ 596人	△ 942人	△ 57人

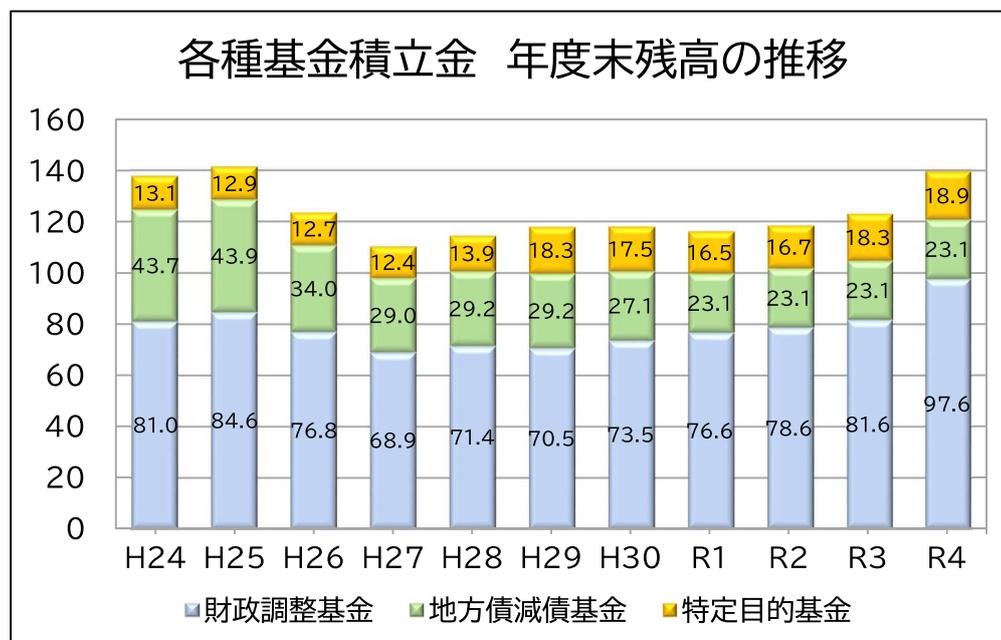


出典：第2期 鈴鹿市まち・ひと・しごと創生総合戦略 進行管理表（2023(令和5)年7月）データを加工

### ③ 財政見通しから

- 各種基金積立金の残高ピークは近年では、2013（平成 25）年度の 141.4 億円で、2022（令和 4）年度末では、ほぼ同額の 139.6 億円となっています。
- 大規模災害の発生などの事態や公共建築物の長寿命化や更新に備えるため、財政調整基金と公共施設整備基金（2022（令和 4）年度末残高約 13 億円）の積立を行いつつ、弾力的に活用し、財政運営を行っていく必要があります。
- しかしながら、財政調整基金等の財政確保には限りがあることから、公共施設マネジメント上において、コスト縮減に向けた PPP/PFI<sup>12</sup>などの民間活力の活用も検討していく必要があります。
- また、市全体のソフト事業においても、基本的な事務事業の見直しを図り、コスト縮減することで、必要な公共施設等の維持を図る必要があります。
- 市債については、残高を著しく増加させることのないように、更新費用の平準化を図りながら適正に管理する必要があります。

図表 各種基金積立金 年度末残高の推移



<sup>12</sup> PPPとは、「Public Private Partnership」の略であり、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、資金の効率的活用や業務の効率化を図るものです。PFIとは、「Private Finance Initiative」の略であり、PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。

## (5) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

### 《3つの視点》

(4)での、公共施設等の状況、人口見通し、財政見通しから見た現状や課題に関する基本的な考え方を踏まえ、今後、本市では、下記の3つの視点で公共施設等の管理について取り組んでいきます。

#### ① 保有量の適正化

- 人口減少、人口構成の変化に伴う、公共施設等の需要減少を見据え施設総量を抑制していく必要があります。
- 本市の財政状況や将来の更新費用の試算結果を考慮して、公共施設の新設には、施設機能、需要等を踏まえ慎重に取り組んでいく必要があります。
- 公共施設等の利用需要、老朽化状況を踏まえ総合的な見地から施設の複合化や集約化、統廃合についても方針を定め取り組んでいく必要があります。
- 公共施設等については、施設の利用目的の達成と有効活用など、市民サービスの向上を図ることを念頭に、施設の複合化等に積極的に取り組んでいく必要があります。

#### ② 運営管理の適正化

- 公共施設等の運営管理の適正化を図るうえでは、引き続き地方行政サービス改革の取組を通じて、コスト縮減、財源の捻出に積極的に取り組んでいく必要があります。
- 収支レベルの適正化を図るために、料金、負担金等の受益者負担の見直し、広告収入の活用（ネーミングライツなど）、移転改築等により不要となった旧施設や未利用地等の速やかな売却、譲渡、貸付など積極的に取り組むことで、公共施設等の適正な維持管理の財源確保につなげる必要があります。
- 公共施設等の更新などに際しては、PPP/PFI、民間提案の取組などにより、民間の技術、ノウハウ、資金等を活用するなど『公民連携』の中で、より安価（コスト縮減）で質の高い公共サービスの提供に努めていく必要があります。

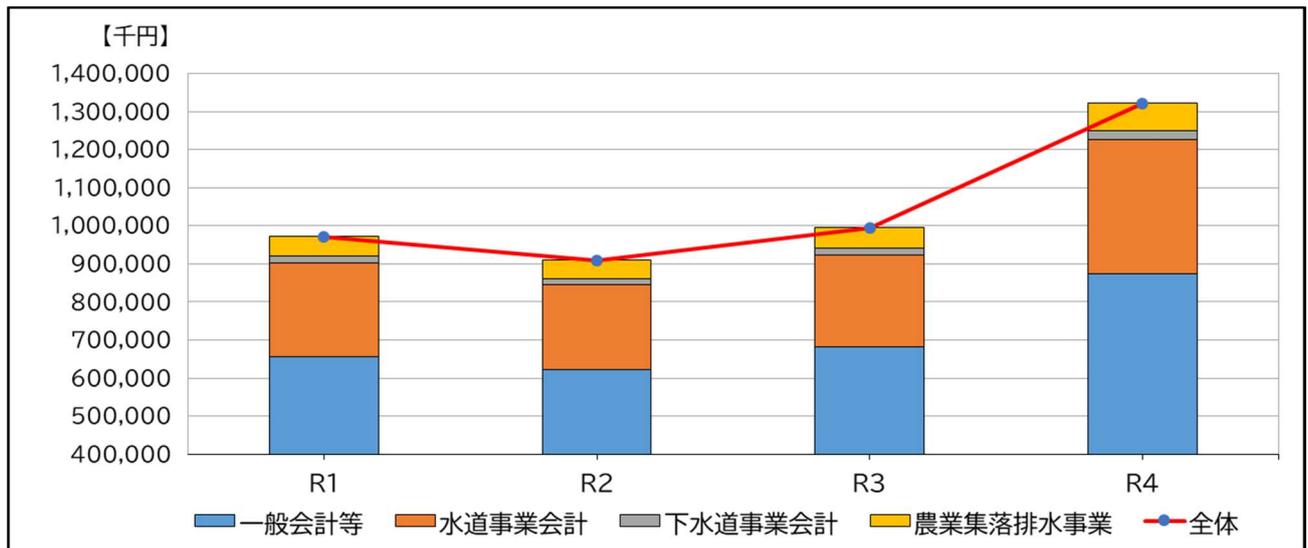
図表 地方行政サービス改革の取組

<p><b>1 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進</b></p> <p><b>○民間委託等の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 定型的業務や庶務業務を含めた事務事業全般にわたり、民間委託等の推進の観点から、改めて総点検を実施。</li> <li>▶ 業務の集約・大きくくり化、他団体との事務の共同実施など事務の総量を確保や仕様書の詳細化などの工夫を行い、委託の可能性を検証。</li> </ul> <p><b>○指定管理者制度等の活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 公の施設について、指定管理者制度を導入済みの施設も含め、管理のあり方について検証を行い、より効果的、効率的に運営。</li> <li>▶ 複数施設の一括指定や公募前対話の導入等の参入環境の整備や施設業務の部分的な導入等、幅広い視点から管理のあり方について検証。</li> </ul> <p><b>○地方独立行政法人制度の活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 事務事業の廃止や民間譲渡の可能性を検討した上で自ら実施するよりも効率的・効果的に行政サービスを提供できる場合に活用を検討。</li> </ul> <p><b>○BPRの手法やICTを活用した業務の見直し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 事務事業全般に渡って、BPRの手法を活用した業務フローの見直しやICTの活用等を通じて業務を効率化。</li> <li>▶ 特に住民サービスに直結する窓口業務の見直しや職員の業務効率向上につながる庶務業務等の内部管理業務の見直しは重点的に実施。</li> </ul>	<p><b>3 公営企業・第三セクター等の経営健全化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 公営企業については、中長期的な経営計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤強化等の取組を推進。各水道事業及び下水道事業において、「経営比較分析表」の作成及び公表を推進。</li> <li>▶ 第三セクターについては、経営状況等の把握等に努め、財政的リスクを踏まえた上で抜本的改革を含む不断の効率化・経営健全化に適切に取り組むことを推進。</li> </ul>
<p><b>2 自治体情報システムのクラウド化の拡大</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 複数団体共同でのクラウド化（自治体クラウド）は、コスト削減、業務負担の軽減、業務の共通化・標準化、セキュリティ水準の向上及び災害に強い基盤構築の観点から、その積極的な導入を検討。</li> <li>▶ 情報システム形態やコストの現状について正しく認識するとともに、コストシミュレーション比較等を実施し、あわせて、業務負担の軽減、セキュリティの向上、災害時の業務継続性等についても考慮。</li> </ul> <p>※公共施設等において、施設だけではなく、河川、公園、道路などのインフラの利活用についても取り組んで行く必要があります。</p>	<p><b>4 地方自治体の財政マネジメントの強化</b></p> <p><b>○公共施設等総合管理計画の策定促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 平成28年度までに、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための計画を策定するとともに、公共施設等の集約化・複合化等に踏み込んだ計画となることを推進。</li> </ul> <p><b>○統一的な基準による地方公会計の整備促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 原則として平成27～29年度の3年間で、固定資産台帳を含む統一的な基準による財務書類等を作成し、予算編成等に積極的に活用。</li> </ul> <p><b>○公営企業会計の適用の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 平成27～31年度の5年間で、下水道事業及び簡易水道事業を重点事業として地方公営企業法の全部又は一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計に移行。</li> </ul>
	<p><b>5 PPP/PFIの拡大</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 公共施設等運営権制度の積極的導入や公共施設の維持更新・集約化等へのPPP/PFI手法の導入等を推進。PPP/PFIの導入に係る地方財政措置上のイコールフットィングを図る。</li> <li>▶ 公共施設等総合管理計画の策定を通じ、PPP/PFIの積極的活用の検討に努めるとともに、固定資産台帳を整備・公表を通じ、民間事業者のPPP/PFI事業への参入を促進。</li> </ul>

出典：地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について（総務省 2015（平成27）年8月）から抜粋

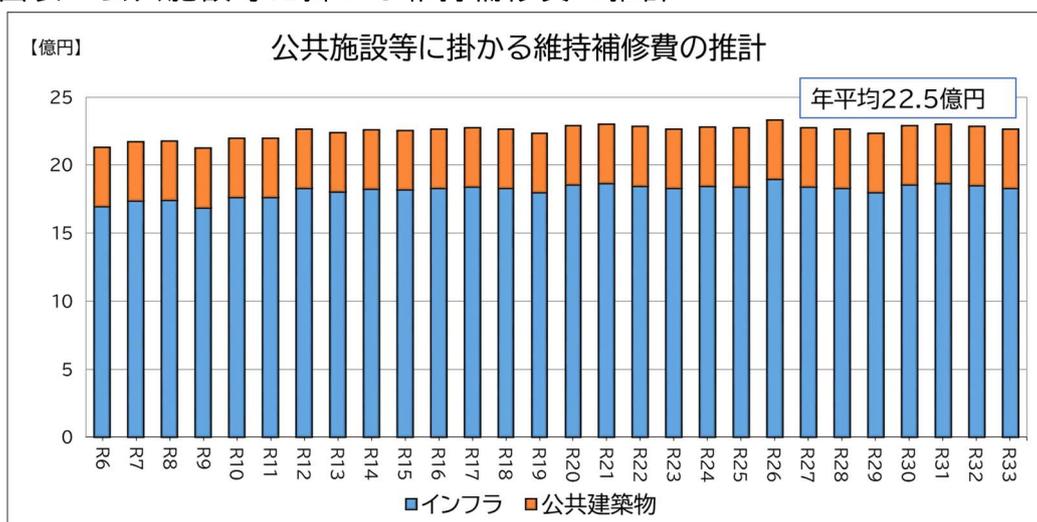
- ▶ 光熱水費の推移については、原材料費高騰の影響による大幅な電気代増加が現れている中、全庁的に電気代等削減のノウハウの情報共有を図り、ランニングコストの抑制を図ることとします。

図表 光熱水費の推移



- 下図は、公共施設等の維持管理に要する経費のうち、維持補修費<sup>13</sup>の推計を表示しています。
- 光熱水費と同様にランニングコストの抑制を図りつつ、運営管理の適正化に努めていく必要があります。

図表 公共施設等に掛かる維持補修費の推計



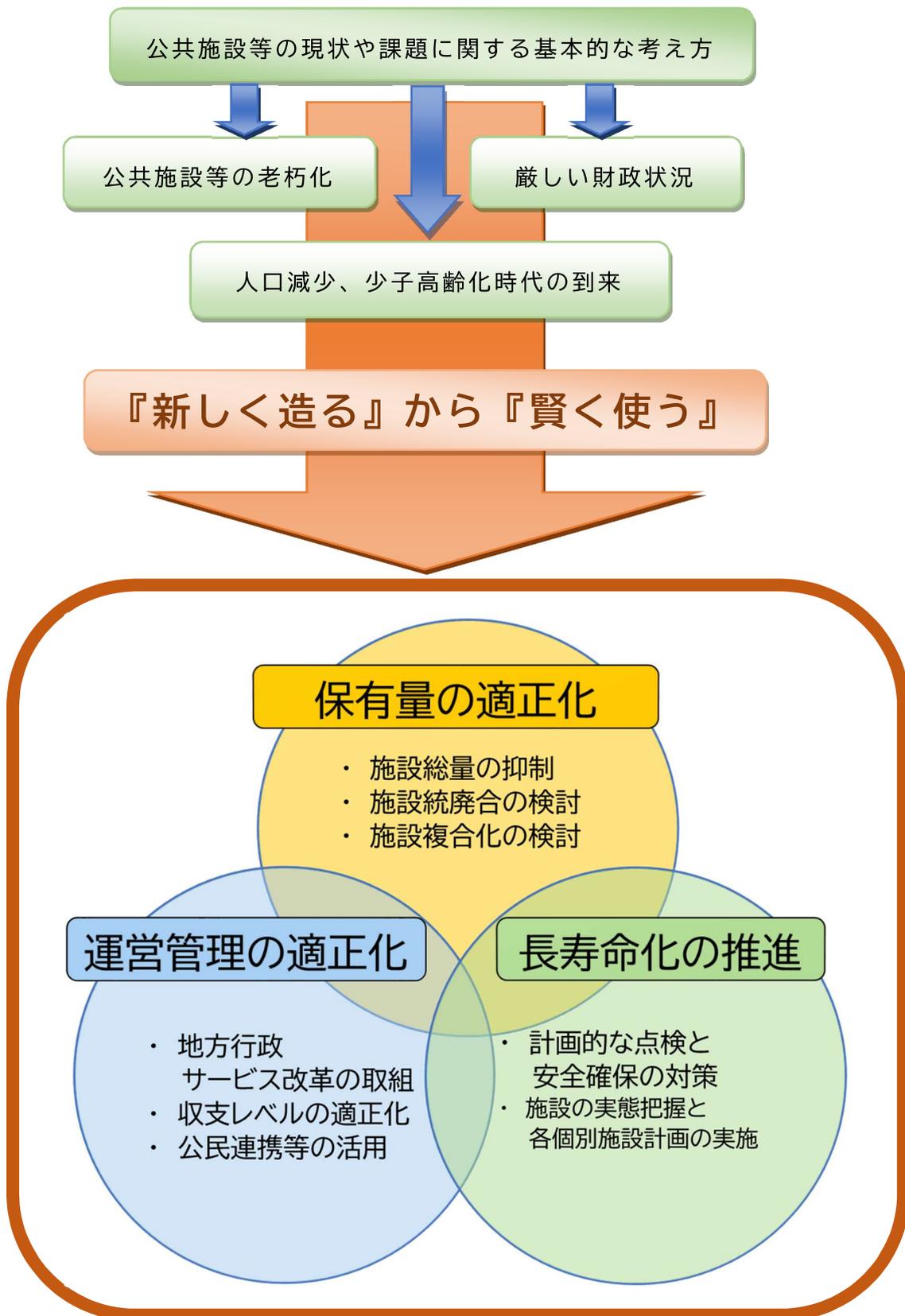
公共建築物は、2020（令和2）年から2022（令和4）年の維持補修費の3か年平均からの推計、インフラは各施設担当課による将来の経費見込から算出しています。

### ③ 長寿命化の推進

- 厳しい財政見通しから、財政負担の平準化（年度間での支出の一定化）を図るため、公共施設等の長寿命化の推進が求められ、重要な取組となります。
- 公共施設等について予防保全的な観点から計画的な点検と安全確保のための対策を実施していきます。
- 公共施設の約4割は築年数40年以上を経過していることから、法定点検結果、劣化診断等により個々の施設の実態把握に努め、施設更新時期の平準化などにつなげていきます。

<sup>13</sup> 市が管理する公共用または公用施設等の効用を維持するための費用をいいます。

(4)、(5) の体系イメージ



## 《実施方針》

公共施設等の管理について、『新しく造る』から『賢く使う』ため、「保有量の適正化」、「運営管理の適正化」、「長寿命化の推進」の3つの視点を踏まえ、今後、本市全体の公共建築物の保有量については、総量を抑制していくこととし、計画期間内においては、人口・財政見通しを踏まえ、全体で18%の縮減を目標とします。

また、施設担当課は、既存の個別施設計画または施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に基づき適正かつ適切に実施することを前提とし、本市全体における実施方針については、国の指針項目に基づき以下のとおりとします。

### ① 点検・診断等の実施方針

- 管理者自ら基準等を有していない場合は、国、県等が定めた基準等<sup>14</sup>を参考に点検、診断等を行います。
- 異常、破損等の早期発見による建築保全・修繕コスト縮減に向けて、「施設管理者のための建物点検チェックリスト」等により、施設担当課による日常点検を実施します。
- 維持管理・更新等を含む老朽化対策に活かしていくため、全庁的に点検・診断等の履歴を集積・蓄積します。

### ② 維持管理・更新等の実施方針

- 公共施設等の維持管理・更新等に当たっては、トータルコスト<sup>15</sup>の縮減、財政の平準化を念頭に計画的に実施します。
- 「鈴鹿市PFI導入基本指針」及び「鈴鹿市PPP/PFI手法導入優先的検討規程」に基づき、民間の技術・ノウハウ・資金等の活用を積極的に推進します。
- 更新（改築）については、公共建築物の目標耐用年数を構造ごとに定め、原則、その期間を経過した場合に更新とします。なお、更新の際は、必要性や経済性、既存施設の活用の可能性などから総合的に判断します。

<sup>14</sup> 道路ストック総点検実施要領、建築保全業務共通仕様書、国家機関の建築物及びその附属施設の保全に関する基準などをいいます。

<sup>15</sup> 中長期的にわたる一定期間に要する公共施設等の建設、維持管理、更新等に係る経費の合計をいいます。

### ③ 安全確保の実施方針

- 点検・診断等により高い危険性が認められた場合は、安全確保を最優先とし、速やかに措置を講じます。
- 公共施設等の安全・安心を確保するために、予防保全型維持管理<sup>16</sup>を推進します。
- 老朽化等により用途廃止されかつ利用見込みのない公共施設等については、早期に除却等を行います。また、老朽化による場合、他用途への変更使用は安全性の観点から行いません。

### ④ 耐震化の実施方針

- 本市が所有する、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（1995（平成7）年法律第123号）」の対象となる公共建築物については、耐震化がなされています。今後は、防災上の重要度の高い建築物について優先的に改修を図ります。
- 災害発生時における被害を最小限にとどめるため、緊急輸送道路及びライフライン施設等の耐震対策を進めていきます。

### ⑤ 長寿命化の実施方針

- 建築物を長期間使用するために、「大規模・長寿命化改修」と「部位改修」という2つの改修サイクルにより長寿命化を推進します。
- 長寿命化によるライフサイクルコストの縮減効果が期待できることから、本市においては、物理的耐用年数<sup>17</sup>を目標耐用年数の考え方として採用します。
- 公共施設等の老朽化や利用状況、自然災害のリスクなどから、対策の優先順位付けの方針を定め取り組めます。

---

<sup>16</sup> 損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいいます。

<sup>17</sup> 物理的耐用年数とは、建築躯体や部位・部材が、経年劣化等により、強度の確保が困難となる状態までの年数です。要求される限界性能を下回ることによる、構造物の寿命を示します。一般社団法人 日本建築学会の「建築物の耐久計画に関する考え方（1988（昭和63）年10月）」を参考に物理的耐用年数（=目標耐用年数）を設定しています。

- 施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを縮減し、財政負担の平準化に繋げていきます。

#### ⑥ 統合や廃止の推進方針

- 今後の人口・財政見通しや将来のまちづくりを踏まえ、また施設の利用状況を勘案して、施設の複合化、統合、廃止等について取り組んでいくこととします。
- 実施に当たっては、それぞれの地域（一定の地域等）における公共施設のあり方を検討しつつ、施設ニーズの把握を行うとともに、十分な時間を確保し、議論を重ねて進めていくものとします。
- 施設の存続に当たっては、複合化や民間が運営する施設への利活用を検討するとともに、不要となる施設等の売却等により財政負担の軽減等に取り組んでいくこととします。
- 施設の複合化等に際しては、「需要変動に対しての柔軟な対応」などを考慮して、既存民間施設の活用（借り上げ）やファイナンス・リース方式などの「公共施設の非保有方式」も検討します。

#### ⑦ ユニバーサルデザイン化の推進方針

- 建築物の長寿命化に当たり、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、公共施設のバリアフリー化に取り組むとともに、個人のライフスタイルや価値観の多様化に対応していくためにも、年齢、性別、身体の状態、国籍などの違いにかかわらず、可能な限り多くの人と同じものを利用できるよう、ユニバーサルデザイン化の推進に努めます。

#### ⑧ 脱炭素化の推進方針

- カーボンニュートラルを推進するために、公共施設の更新時には、省エネルギー性能の高い機器・建材の採用及び太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を検討していきます。

⑨ 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

- 移転改築や廃止によって不要となった旧施設や未利用地等については、速やかな売却、譲渡、貸付などに取り組みます。

⑩ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- 公共施設等に関する情報については、一元的な管理を継続し、全庁的な情報共有を図ることとします。
- 公共施設マネジメント取組推進に当たっては、全国的に新たな取組が導入される中、先進事例の調査研究を行うとともに、庁内階層別研修を実施し、全庁的な意識の醸成と取組を図っていきます。
- 今後、公共施設等の重要な方針を決定する場合については、行政経営会議にて審議決定するものとし、策定過程においては、鈴鹿市意見公募手続要綱に基づき、市民等から意見又は提案を求めることとします。
- 公共施設等に関する取組を進める上では、全庁的に全事業について、新たな特定財源の確保など、更なる財源確保に努めるほか、民間委託の推進やICTの徹底的な活用など更なるコスト軽減に努め、地方行政サービス改革の推進を図ります。

(6) 数値目標

- 総合管理計画の実効性を確保するため目標値を設定します。

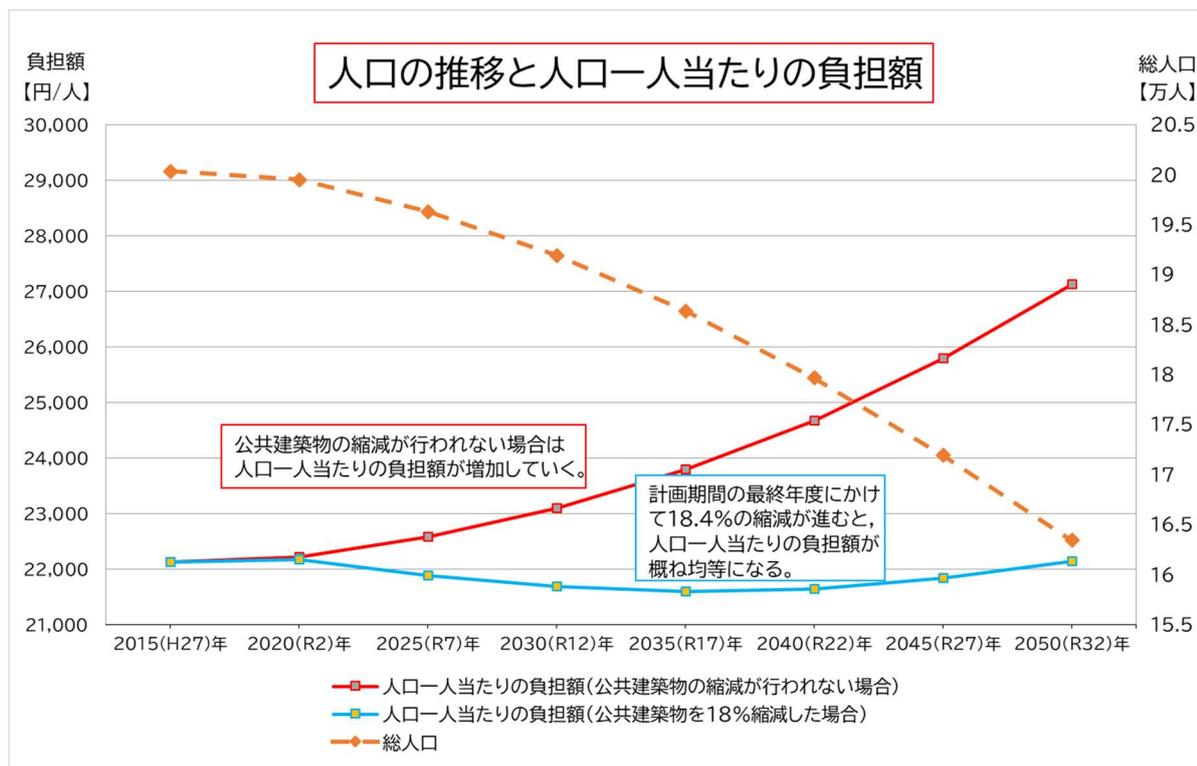
目標項目	計画期間（H28～R33）内における目標値
総量抑制	公共建築物の保有量（延床面積）を18%縮減します。

- 計画期間内における目標値である公共建築物の保有量（面積）の18%縮減については、計画期間内における本市の人口減少率が概ね18%と予想されることから、保有量の縮減率について同様に設定しています。
- 鈴鹿市人口ビジョン（令和2年3月改定版）によれば、2050（令和32）年で本市の人口は、2015（平成27）年から約18.4%減少すると推定されてい

ます。この減少率を考慮して、市民一人当たりの負担を増加させないためには、公共建築物についても総合管理計画の最終年度である 2051（令和 33）年度までに 18%縮減することでバランスが取れることとなります。

- ▶ また、単に延床面積の縮減だけでなく、計画期間における人口一人当たりの延床面積について、2018（平成 30）年度数値（約 2.8 m<sup>2</sup>/人）<sup>18</sup>を維持することで、市民サービスと収支レベルのバランスを保ちます。
- ▶ 保有量について、計画の最終年度である 2051（令和 33）年度にかけて 18%縮減した場合は、下図のとおり、公共建築物に係る年度ごとの「人口一人当たりの負担額」が概ね均等になります。

図表 人口の推移と一人当たり負担額の推移



	2015(H27)年	2020(R2)年	2025(R7)年	2030(R12)年	2035(R17)年	2040(R22)年	2045(R27)年	2050(R32)年
総人口(人)	200,338	199,505	196,325	191,916	186,357	179,693	171,939	163,446
人口減少率(%) (2015年基準)	0.0%	-0.4%	-2.0%	-4.2%	-7.0%	-10.3%	-14.2%	-18.4%
人口一人当たりの負担額 (公共建築物の縮減が行われない場合)	22,133	22,225	22,585	23,104	23,793	24,676	25,789	27,129
人口一人当たりの負担額 (公共建築物を18%縮減した場合)	22,133	22,176	21,893	21,687	21,604	21,649	21,834	22,137
生産年齢人口(人)	125,796	123,583	121,334	116,702	108,978	97,990	90,143	84,260

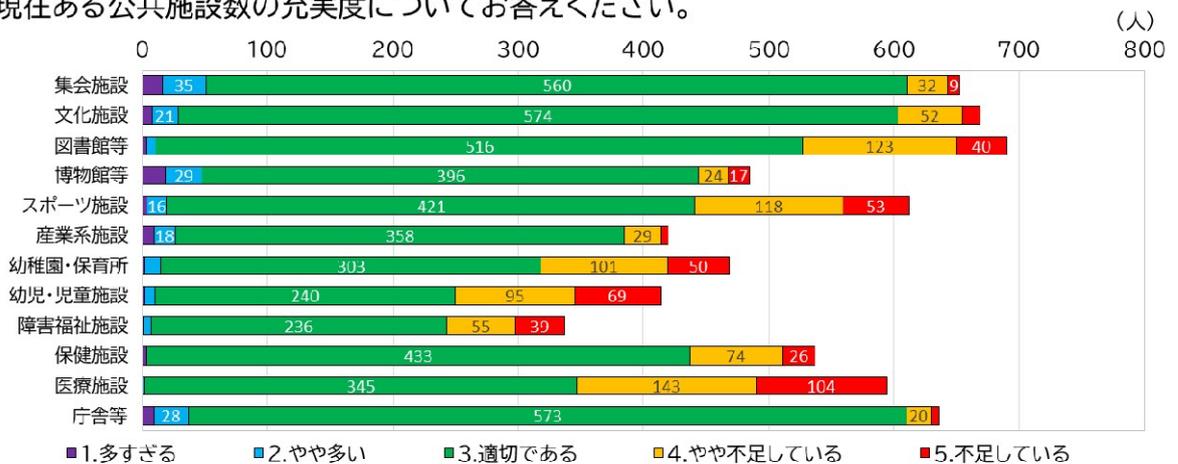
<sup>18</sup> 全国平均値 3.42 m<sup>2</sup>/人「全国自治体公共施設延床面積データ分析結果報告」（東洋大学 P P 研究センター/2012（平成 24）年公表）。18%の縮減で、2051（令和 33）年度は約 2.8 m<sup>2</sup>/人になります。

- 今後の少子化、人口減少に合わせて、人員の配置を含め公共施設等にかかる維持管理・運営コストを可能な限り縮減することを目指します。
- 総量の削減に当たっては、利用状況が著しく低い施設や、一部の個人・団体にしか使われていない施設、施設を取り巻く環境が設置当初と大きく異なる施設などについて、優先的に検討していく必要があります。（市民アンケートによる）

個別施設計画の策定の過程において、公共施設に関する意識調査として、「これからの公共施設に関する市民アンケート」を実施しました。

対象者は、2019（令和元）年6月10日時点で市内にお住いの18歳以上の方で、無作為に3,000人を抽出して実施し、1,097通の有効回答がありました。そのうち施設の充実度及び縮減の対象とすべき施設についての考え方についての回答は次のとおりです。施設の縮減については、これらも参考としています。

問 現在ある公共施設数の充実度についてお答えください。

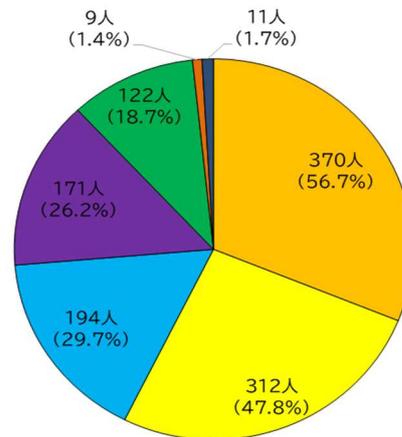


※回答のうち、「分からない」「未回答」は除いています。

現在の公共施設数が適切であると感じている人の割合が多くなりました。このことから、人口一人当たりの延床面積（約 2.8 m<sup>2</sup>/人）を維持することで市民サービスの維持が図られると考えられます。

問 どのような施設から縮減していくべきだと思いますか。(複数回答可)

- 稼働率や利用率が低い施設
- 一部の個人・団体にしか使われていない施設
- 同じような施設(民間・他自治体を問わず)が、歩いていける範囲に重複している施設
- 維持管理費用が掛かり過ぎている施設
- 建物や設備が古くなっている施設
- その他
- 未回答



施設の縮減対象については、「稼働率や利用率が低い施設」「一部の個人・団体にしか使われていない施設」から縮減するべきであるとの意見が多いことから、このような施設を優先的に検討していく必要があります。

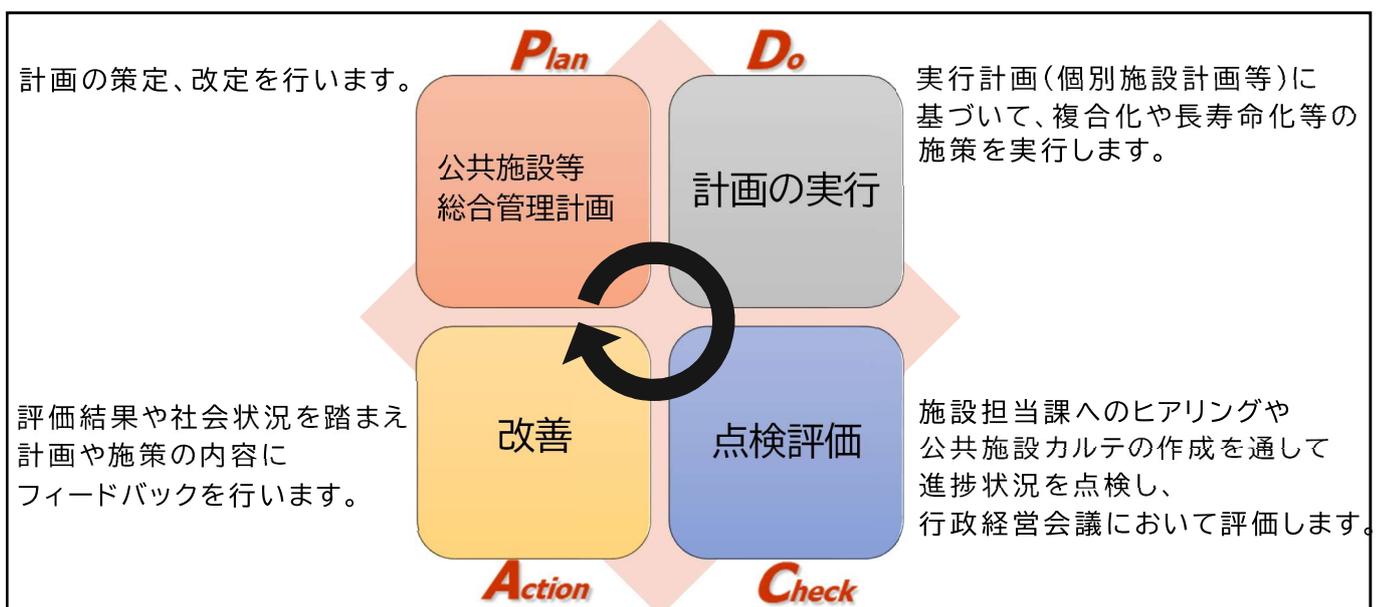
### (7) P D C A サイクルの推進方針

公共施設を総合的かつ計画的に管理するため、公共施設マネジメント推進部署において数値目標のほか、公共施設等の複合化や統廃合の検討について、施設担当課等との間で進捗状況を把握し検証をしていきます。

施設保有量の推移や有形固定資産減価償却率の推移などの進捗状況や、対策の実績については、定期的に市ホームページ等にて公表していくものとします。

また、P D C A サイクルのもと、本市の人口動態、財政状況を踏まえ必要に応じて数値目標、方針等について見直しを行うこととします。

図表 総合管理計画の進行管理 (P D C A サイクル)



## 2 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

### (1) 公共建築物

大分類	中分類	小分類
①市民文化系施設	i 集会施設	公民館・ふれあいセンター
	ii 集会施設	コミュニティセンター等
	iii 文化施設	
②社会教育系施設	i 図書館等	
	ii 博物館等	
③スポーツ・レクリエーション系施設	i スポーツ施設	
④産業系施設	i 産業系施設	
	ii その他産業系施設	
⑤学校教育系施設	i 学校	小学校
	ii 学校	中学校
	iii 学校	さつき教室
	iv その他教育施設	学校給食センター
	v その他教育施設	人権教育施設
⑥子育て支援施設	i 幼稚園・保育所	
	ii 幼児・児童施設	児童センター等
	iii 幼児・児童施設	放課後児童クラブ
⑦保健・福祉施設	i 障害福祉施設	生活介護施設
	ii 障害福祉施設	療育センター
	iii 保健施設	
⑧医療施設	i 医療施設	

⑨行政系施設	i 庁舎等	市役所
	ii 庁舎等	地区市民センター
	iii 庁舎等	消防施設
	iv その他行政系施設	河川防災センター
	v その他行政系施設	男女共同参画センター
	vi その他行政系施設	観光案内所
⑩市営住宅	i 市営住宅	
⑪供給処理施設	i 供給処理施設	廃棄物処理場
⑫その他	i 自転車駐車場	
	ii 斎苑	
	iii 倉庫	
	iv その他	

すべての公共建築物のうち、延床面積が原則 100 m<sup>2</sup>以上の施設を対象に記載しています。  
記載内容は、令和5年4月1日現在となります。

※次ページからの各施設の基本方針に記載している施設の方向性としての「長寿命化」は、個別施設計画の「対策の優先順位の考え方」に基づく「大規模・長寿命化改修」又は「部位改修」を指します。

## ① 市民文化系施設

i 集会施設（公民館・ふれあいセンター）	施設数	31施設	担当課	地域協働課
現状と課題	<p>公民館とふれあいセンターの合計31館中、築年数40年以上経過している館が16館（1館は複合化に改築）、築年数30年以上経過している館が5館あることから、計画的な大規模改修が必要であり、多大な経費が必要となります。</p> <p>また、公民館・ふれあいセンターは、地域住民の生涯学習等の一定の役割を果たしており、地域づくりの活動拠点としての機能もあることから、いかに施設を維持していく（長寿命化を図っていく）かが課題となります。</p>			
基本方針	<p>施設の方向性としては長寿命化を施設の方向性としします。ただし、他目的の公共施設との複合化や集約化も視野に入れ検討していきます。</p> <p>運営・管理については、公民館の制度改正も念頭に置きながら、指定管理者制度の導入も検討していきます。</p>			

ii 集会施設（コミュニティセンター等）	施設数	4施設	担当課	地域協働課
現状と課題	<p>神戸コミュニティセンター、白子コミュニティセンター、合川コミュニティセンター、牧田コミュニティセンターの4施設全てが築年数29年以上を経過していることから、計画的な大規模改修が必要であり、多大な経費が必要となります。</p> <p>そのため、単独での改修等は難しく、施設の必要性とあり方を検討する必要があります。</p>			
基本方針	<p>地域の施設として住みよい地域社会の形成等において一定の役割を果たしています。そのため、当面の間は必要な修繕を行いながらの維持管理を施設の方向性としします。</p> <p>ただし、公民館を含めた他施設の整理を含め、コミュニティセンターの必要性とあり方について検討していきます。</p>			

ii 集会施設（コミュニティセンター等）	施設数	4施設	担当課	人権政策課
現状と課題	<p>隣保館（一ノ宮市民館、一ノ宮団地隣保館（児童センターと併設）、玉垣会館）は、人権啓発や福祉の向上・住民交流の拠点として1976（昭和51）～1979（昭和54）年度に設立されました。情報化の進展に伴ってあらゆる差別が複雑化する現代において、その求められる役割はますます重要となり、住民の身近な相談窓口としてこれからも必要な施設と考えます。</p> <p>対象地域人口は設立当初より増えているため、施設規模は適正と考えます。しかしながら、築後40年以上を経過し老朽化が進んでいることから計画的な修繕や改修が必要となっています。なお、大規模な工事の際には県の隣保館整備費補助等を活用しています。</p> <p>一ノ宮団地集会所（1990（平成2）年度竣工）は、自治会や地域住民の活動の拠点として定期的に利用されており、築後30年を経過しているため、一定の維持修繕の経費が常に必要となっています。</p>			
基本方針	<p>隣保館は、毎年の法定点検結果等をもとに、施設の機能を維持し、長寿命化を施設の方向性としします。ただし、近隣の施設との複合化も視野に入れて検討していきます。また、運営には国・県の補助金を活用し、財源の捻出に取り組みます。</p> <p>一ノ宮団地集会所は、維持管理を施設の方向性としします。ただし、将来的には管理・所有について地元自治会と協議していく予定です。</p>			

ii 集会施設（コミュニティセンター等）	施設数	1施設	担当課	環境政策課
現状と課題	<p>地子町会議所は、地域の活動拠点として、また災害時の緊急避難所として位置付けられています。ただし、築年数40年を経過しているため、今後改修等の経費が必要となります。</p>			
基本方針	<p>斎苑の建築時に新設された施設であり、長寿命化を方向性としします。ただし、今後の斎苑の改築計画に合わせて施設の在り方を検討していきます。</p>			

ii 集会施設（コミュニティセンター等）		施設数	2施設	担当課	廃棄物対策課
現状と課題	<p>長法寺集会所及び八野集会所は、昭和40年代後半に建築され築年数40年以上が経過しており、老朽化が進んでいます。両施設は、地域の自治活動の拠点施設として、また、災害時の緊急避難所として活用されているため、その機能の低下を防ぎ、安全性を確保するために、改修等を進めていく必要があります。</p> <p>しかしその一方で、長法寺集会所は、隣接地に類似施設である合川コミュニティセンターがあり、改めて施設の在り方について検討する必要があります。</p>				
基本方針	<p>長法寺集会所は、維持管理を施設の方向性とし、合川コミュニティセンターとの集約化の可否を検討します。</p> <p>八野集会所は、引き続き地域の交流拠点として、長寿命化を方向性とします。</p>				

iii 文化施設		施設数	2施設	担当課	文化振興課
現状と課題	<p>文化施設である「イスのサンケイホール鈴鹿（市民会館）」及び「文化会館」は、それぞれ1968（昭和43）年、1988（昭和63）年に竣工し、市民の皆さんに利用されてきました。</p> <p>両館ともに施設の老朽化が進んでいることから、「イスのサンケイホール鈴鹿（市民会館）」については、2017（平成29）年度に耐震化等の改修工事を実施、また、「文化会館」については、2022（令和4）年度から2023（令和5）年度にかけて、DBM方式による長寿命化改修を実施しています。</p> <p>両館については、2024（令和6）年度から、指定管理者制度の導入により、会館の稼働率を上げることで、市民サービスの向上を図っていきます。</p> <p>なお、市民会館においては、一部未更新の設備があるため、老朽化による不具合が起こる事態が懸念されます。</p> <p>そのため、計画的な修繕をしっかりと行い、稼働中の事故を予防することが必須であり、緊急の修繕に充てる費用の見通しを立てていく必要があります。</p>				
基本方針	<p>イスのサンケイホール鈴鹿（市民会館）の大ホールは市民文化の維持向上のために必要不可欠であり、現状統廃合や縮小等の予定はありません。文化会館についても、イスのサンケイホール鈴鹿（市民会館）の大ホールを補完する中ホールと各種研修室は、市民文化の維持向上のために必要不可欠であり、現状統廃合や縮小等の予定はありません。</p> <p>今後は点検診断結果等による劣化状況及び修繕、改修経過年数を確認しながら、長寿命化を施設の方向性とします。</p>				

## ② 社会教育系施設

i 図書館等		施設数	2施設	担当課	図書館
現状と課題	<p>図書館本館は、1980（昭和55）年着工から築44年が経過しています。江島分館については、1993（平成5）年築の既存施設を2015（平成27）年4月から分館として活用を開始しています。両館ともに施設全体に老朽化が進み、限られた予算の中で緊急的な修繕を行っているのが現状です。</p> <p>図書館は、市民の情報収集や学習の場であり、地域の文化や芸術に寄与している場でもあることから、必要不可欠な施設であると考えています。そのため、両館ともに計画的に改修を実施していく予定です。</p> <p>また、隣接する文化会館の改修により利用者の増加が見込まれる中、図書館及び文化会館の駐車スペースが不足することが考えられます。</p>				
基本方針	<p>図書館については、図書館全体の機能・サービス等のあり方について整理を行い、文化会館との相乗効果や周辺の施設との集約化・複合化を含めて検討し、再整備の基本構想を作成します。それまでの間については、維持管理を方向性とします。</p> <p>なお、江島分館については、長寿命化を施設の方向性とします。ただし、将来的には他の公共施設との複合化を検討します。</p> <p>県内外の近隣図書館の状況を注視し、適切な時期に、適切な運営形態（公民連携を含んだ各種の形態）について、順次検討を進めていきます。</p>				

ii 博物館等		施設数	6 施設	担当課	文化財課
現状と課題	<p>資料館及び記念館施設が5施設（大黒屋光太夫記念館、佐佐木信綱記念館、庄野宿資料館、稲生民俗資料館、伊勢型紙資料館）あり、そのうち3施設には、指定または登録された文化財建造物が利用されています。開館時には各施設とも一定の修繕を行いました。しかしながら、今後も維持・保存していくためには、改修や補強等の多額の経費が必要です。</p> <p>また、考古博物館においても機器等が耐用年数に達しており、限られた予算の中での緊急的な修理・修繕を行っている状況ため、今後も財政負担の軽減を図りながら管理運営を継続していかねばなりません。</p> <p>博物館等は、資料の収集・保管・展示や、資料に関する調査研究することを目的とした機関であることから、適切な運営を検討しながら継続していく必要があります。</p> <p>なお、展示内容等の地域とのつながりにより、他の施設との集約化が難しい場合があります。</p>				
基本方針	<p>指定文化財等である庄野宿資料館、佐佐木信綱記念館（生家等）、伊勢型紙資料館については、歴史的な木造建築物であることから、必要な修繕を行いながらの維持管理を施設の方向性とするものの、修繕では改善が見込めない建物寿命となった際の検討を行います。</p> <p>大黒屋光太夫記念館、佐佐木信綱記念館（資料館）については、長寿命化を施設の方向性とします。</p> <p>稲生民俗資料館については、耐用年数や利用状況、社会情勢の変化を勘案し、集約化も含め、施設の在り方を検討するため、維持管理を方向性とします。</p> <p>考古博物館については、考古資料の保存、活用を図り、生涯学習施設として必要な施設であることから、長寿命化を方向性とします。</p> <p>入館料が無料の施設については、利用状況を精査し、休館日や開館時間について検討を行います。</p>				

ii 博物館等		施設数	1 施設	担当課	商業観光政策課
現状と課題	<p>伝統産業会館は、本市の伝統産業を紹介し、展示する施設です。1983（昭和58）年に竣工され、現在に至っています。施設全般に老朽化が進んでいることから、毎年優先順位を付け、部分的な改修を行い維持を図っています。</p> <p>アフターコロナの下、今後來訪者の増加が見込まれ、施設の消耗が予想されます。しかし、費用面を鑑み、建て替えではなく長寿命化を図る必要があります。</p>				
基本方針	<p>伝統産業会館は、長寿命化を施設の方向性とします。</p> <p>本市の伝統産業が発展した白子地区にあって、その伝統産業を紹介・保存するという施設の性質から、考古博物館など他の施設との統合は難しく、また、伝統産業を後世に伝承していく使命があることから、廃止の予定はありません。</p> <p>教育機関の社会見学や体験利用が多く、市外からの利用者については使用料の徴収を行っていることから、引き続き来館者の増加に努めることで、使用料の増収を図っていきます。</p>				

### ③ スポーツ・レクリエーション系施設

i スポーツ施設		施設数	6 施設	担当課	スポーツ課
現状と課題	<p>本市の全6か所のスポーツ施設は、各施設において築年数30年以上が経過するため、老朽化による改修工事を必要としています。</p> <p>A G F 鈴鹿体育館については、大規模改修工事により2020（令和2）年度から設備等の大幅な改善を達成しているものの、残る施設においては各競技種目の利用実態等に応じ、安全面に配慮したスポーツ環境を提供するため、同様に長寿命化を視野に入れた改修等が必要であり、多額の経費が必要になります。</p> <p>財政状況を考慮し優れたスポーツ環境を提供するには、施設の整備から管理運営までのトータルコストを適切にマネジメントする必要があります。</p>				
基本方針	<p>各施設の整備に当たっては利用実態等に応じて安全の確保に努め、次の方向性とします。</p> <p>A G F 鈴鹿体育館、鼓ヶ浦サン・スポーツランド、A G F 鈴鹿陸上競技場は長寿命化を方向性とします。</p> <p>西部体育館は類似施設との集約化を方向性とします。</p> <p>武道館は長寿命化改修にも多額の費用を要するため、規模を縮小した改築も含めて施設の方向性を検討していきます。施設の方向性が決まるまでの間、維持管理を方向性とします。</p>				

#### ④ 産業系施設

i 産業系施設		施設数	2 施設	担当課	産業政策課
現状と課題	労働福祉会館、鈴鹿地域職業訓練センターは、いずれも築年数が35年を超え施設の老朽化が進んでいます。このため、施設維持のために今後修繕や改修を行う必要が出てくることが予想されます。しかしながら、各施設は指定管理や職業訓練法人による建物の無償貸付による自主運営であり、各施設の状態に合わせた管理運営を図っていく必要があります。				
基本方針	労働福祉会館は、将来的には他の公共施設との複合化等を検討していきます。鈴鹿地域職業訓練センターは、長寿命化を施設の方向性としします。				

i 産業系施設		施設数	1 施設	担当課	農林水産課
現状と課題	農村環境改善センターは、1980（昭和55）年に建築された産業系施設であり、築年数が40年以上経過しているため、老朽化等による修繕必要箇所が多数あります。予算の範囲内で、優先順位を定めて計画的に修繕しているものの、今後、さらに改修・更新経費の増大が予想されます。				
基本方針	農村総合整備モデル事業による補助事業にて建築した施設で、後に地域活性化・生活対策臨時交付金にて施設長寿命化のための耐震補強工事事業を実施しており、処分制限期間年数6年を残しています。その期間内は、施設の取壊しや使用用途の変更には課題が生じるため、施設維持に必要な小規模修繕により施設を継続し、処分制限期間経過後は、近隣の公民館や西部体育館等の施設との複合化、集約化を方向性とし、規模を縮小して改築します。 また、農村環境改善センターは農業経営及び生活の改善・合理化、健康増進、地域連帯感の醸成を図るために建設された施設であるため、地域の会議や打ち合わせの際の使用を促し利用率を向上させるとともに、光熱費等コストの抑制を図ります。				

ii その他産業系施設		施設数	2 施設	担当課	産業政策課
現状と課題	一ノ宮共同作業場と一ノ宮共同倉庫は、両施設とも使用者から月々の使用料を徴収しており、安定的な財源があります。しかし、築年数35年を経過している施設であることから、今後の施設維持については改修・更新費が必要となってきます。				
基本方針	一ノ宮共同作業場と一ノ宮共同倉庫は、施設維持に必要な小規模修繕を施設の方向性とし、有償貸付を継続していきます。 今後の維持修繕を考慮していく中で、一ノ宮共同作業場については将来的に使用者である企業への売却を検討していきます。一ノ宮共同倉庫については使用者の経済状況等を鑑みながら、その在り方を検討していきます。				

ii その他産業系施設		施設数	1 施設	担当課	農林水産課
現状と課題	東玉垣地区農業用倉庫は、1998（平成10）年に建築された産業系施設であり、築年数25年を経過しているため、改修・更新経費の増大が予想され、今後、改修等の経費が必要となります。				
基本方針	処分制限期間年数7年を残していることに加え、近隣に集約化・複合化を可能とする施設がなく、施設の維持が必要なため、維持管理を施設の方向性としします。 一方で、農業者の減少に伴い農業用倉庫としての需要は減少傾向にあることから、今後は、地域で他用途でも活用できるよう譲渡を検討します。				

## ⑤ 学校教育系施設

i 学校 (小学校)	施設数	30施設	担当課	教育政策課
現状と課題	<p>小学校30校のほとんどが昭和40年代から50年代に建築されたものであり、経年劣化と共に老朽化が進行しています。このうち築40年以上の学校は校舎25校、屋内運動場12校で、長寿命化改修を必要としており、築40年未満の建物についても目標耐用年数80年の実現のためには適切な時期に大規模改修を行う必要があります。</p> <p>また、空調設備については、職員室等の管理諸室は1998（平成10）年前後に、普通教室と特別教室は2016（平成28）年度及び2017（平成29）年度に整備しています。職員室等は更新が必要であるものの実施できていない状況であり、普通教室等は2031（令和13）年頃に一斉に更新の時期を迎えることになります。</p> <p>児童数については、学校ごとに差はあるものの全体としては減少していく傾向にあり、今後の施設整備においては、学級数の減少や統廃合再編の可能性を踏まえながら中長期的な視点で進めていく必要があります。</p>			
基本方針	<p>小学校は、長寿命化を施設の方向性としします。大規模校・適正規模校は、築年数が60年以内に長寿命化改修が行われるよう順位付けを行い、改修を実施します。ただし、小規模校・過小規模校は、今後の児童数の減少に伴う再編等の動向に注視しながら、安全確保・環境改善に関する改修を実施します。</p> <p>また、児童数の減少が予測される小規模校については、再編を視野に入れて施設の在り方について検討します。学校の再編等は「鈴鹿市学校規模適正化・適正配置に関する基本方針」に基づくものとしします。</p>			

ii 学校 (中学校)	施設数	10施設	担当課	教育政策課
現状と課題	<p>中学校10校のほとんどが昭和30年代から50年代に建築されたものであり、経年劣化と共に老朽化が進行しています。このうち築40年以上の学校は校舎7校、屋内運動場2校で、長寿命化改修を必要としており、築40年未満の建物についても目標耐用年数80年の実現のためには適切な時期に大規模改修を行う必要があります。</p> <p>空調設備については、職員室等の管理諸室は1998（平成10）年前後に、普通教室と特別教室は2016（平成28）年度及び2017（平成29）年度に整備しています。職員室等は更新が必要であるものの実施できていない状況であり、普通教室等は2031（令和13）年頃に一斉に更新の時期を迎えることになります。</p> <p>生徒数については、学校ごとに差はあるものの全体としては減少していく傾向にあり、今後の施設整備においては、学級数の減少を踏まえながら中長期的な視点で進めていく必要があります。</p>			
基本方針	<p>中学校は、長寿命化を施設の方向性としします。大規模校・適正規模校は、築年数が60年以内に長寿命化改修が行われるよう順位付けを行い、改修を実施します。ただし、小規模校・過小規模校は、今後の生徒数の減少に伴う再編等の動向に注視しながら、安全確保・環境改善に関する改修を実施します。</p> <p>学校の再編等を実施する場合は「鈴鹿市学校規模適正化・適正配置に関する基本方針」に基づくものとしします。</p>			

### 主な施設紹介(大木中学校)



#### ◎施設概要

- ・2023(令和5)年3月竣工
- ・総事業費 19億1,269万9千800円
- ・建築面積 2,917.52 m<sup>2</sup>
- ・延床面積 5,939.91 m<sup>2</sup>
- ・構造 鉄筋コンクリート造3階建て(一部2階建て)  
柔道場 鉄骨造平屋建て

iii 学校（さつき教室）		施設数	1 施設	担当課	教育支援課
現状と課題	さつき教室（2003（平成15）年11月竣工）は、不登校傾向にある市内の児童生徒が学校復帰と社会的自立を図るための適応指導教室として、毎年約15名の児童生徒が通室しており、今後も利用が増える傾向にあります。施設については、20年が経過しており、電気設備や空調機器等の修理が必要となってきました。				
基本方針	毎年の法定点検結果等をもとに、施設の機能を維持し、長寿命化を方向性とします。運営は教員免許を持った教員が行うとともに、児童生徒への学習指導に当たる必要があるため直営とします。				

iv その他教育施設（学校給食センター）		施設数	2 施設	担当課	教育総務課
現状と課題	学校給食センターは2008（平成20）年、第二学校給食センターは2015（平成27）年に建築されています。学校給食センターにおいては、築年数16年目となり、安全安心な学校給食を安定して提供するために2024（令和6）年度から2026（令和8）年度にかけて大規模改修（設備）を行いつつ、長寿命化に向けた修繕等を適切に行っていく必要があります。第二学校給食センターにおいても、長寿命化に向けた修繕等を適切に行っていく必要があります。				
基本方針	学校給食は、「義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。」と学校給食法で定められています。よって、継続的に使用する必要がある施設であり長寿命化を施設の方向性とします。学校給食センターは配送業務を、第二学校給食センターにおいては調理・配送業務を民間委託しており、引き続き、運営管理の適正化に努めていきます。				

v その他教育施設（人権教育施設）		施設数	3 施設	担当課	教育支援課
現状と課題	対象施設は、人権教育センター（1980（昭和55）年4月竣工）、一ノ宮教育集会所（1979（昭和54）年10月新築移転、1993（平成5）年3月改築）玉垣教育集会所（1980（昭和55）年4月竣工）の3館です。人権教育センターは、市内の公立小中学校や幼稚園の人権教育の推進拠点として、併設する一ノ宮団地児童センターとの相互利用により、地域住民や市内児童生徒等、一定数が利用しています。一ノ宮教育集会所については、地区学習等地域の子どもたちの学習の場として一定数利用者がいます。玉垣教育集会所については、玉垣小学校区の保護者の子育て支援施設として、放課後児童クラブへの貸館を行っているため、一定数の利用者がいます。今後も地域の拠点施設として利用増が見込まれます。				
基本方針	毎年の法定点検結果等をもとに、施設の機能を維持し、長寿命化を施設の方向性とします。また、近隣の施設との複合化についても検討をすすめていきます。集会所は、将来的には管理・所有について地元自治会と協議していく予定です。				

## ⑥ 子育て支援施設

i 幼稚園・保育所（幼稚園）		施設数	10施設	担当課	子ども政策課
現状と課題	<p>本市の公立幼稚園については、これまでの集約化により、現在5幼稚園を運営中です。このうち、4幼稚園が建築年数30年を経過しており、老朽化が進んでいます。また、少子化及び幼児教育・保育の無償化の影響により、利用児童数は大幅に減少しており、この傾向は今後も続く見込まれます。</p> <p>一方、3年保育等の新たなニーズへの対応も検討していく必要があります。</p>				
基本方針	<p>幼稚園は、長寿命化を施設の方向性としながらも、状況に応じて引き続き集約化を図る必要があります。このことから、施設整備については、今後の公立幼稚園の役割・ニーズを踏まえ、改修コスト削減の考え方からも既存施設の活用を原則とします。ただし、利用児童数の更なる減少や、駐車場の制限、仮園舎の建築に問題があるなど特別の事情がある場合は、他施設との集約化や複合化を図りながら移転・建替えを検討します。</p> <p>利用児童数の減少等により他施設との集約化や複合化に至った場合は、利用児童の定員数についても検討し、人員面での適正化を図ります。また、跡地については、施設整備の財源に充てるため売却を基本とします。</p>				
i 幼稚園・保育所（保育所）		施設数	10施設	担当課	子ども政策課
現状と課題	<p>本市の公立保育所については、10保育所のうち、7保育所が建築年数30年を経過しており、老朽化が進んでいます。</p> <p>施設整備については、計画的に改修を実施する予定です。ただし、今後も続く見込まれる少子化の影響を検証し、状況に鑑みて集約化の可能性についても検討していく必要があります。</p>				
基本方針	<p>保育所は、長寿命化を施設の方向性としながらも、状況に鑑みて集約化の可能性についても検討します。</p> <p>施設整備については、今後の公立保育所の役割・保育ニーズの状況を踏まえ、改修コスト削減の考え方からも既存施設の活用を原則とします。ただし、利用児童数の減少や、駐車場の制限、仮園舎の建築に問題があるなど特別の事情がある場合は、施設面や地域の実情、各施設の事情等を考慮し、幼保一元化、認定こども園化も視野に入れた移転・建替えを検討します。</p>				
ii 幼児・児童施設（児童センター等）		施設数	1施設	担当課	人権政策課
現状と課題	<p>玉垣児童センター（1984（昭和59）年竣工）は、市内でも児童数が多い玉垣地区にあり、子どもの安全安心な居場所として乳幼児親子から中高生まで幅広く利用されています。</p> <p>また、隣接する学童保育からの利用もあり、事業によっては近接の玉垣会館と一体的な利用をする場合もあります。</p> <p>設備面では、築後40年近く経過して全体的に老朽化が進み、トイレが男女共用になっているなど衛生設備が不十分な箇所もあります。</p>				
基本方針	<p>毎年の法定点検結果等をもとに、施設の機能を維持し長寿命化を施設の方向性とします。</p> <p>また、近隣の施設との複合化も視野に入れて検討していきます。</p> <p>運営は国・県の補助金を活用し、財源の捻出に取り組みます。</p>				

ii 幼児・児童施設（児童センター等）		施設数	2施設	担当課	子ども政策課
現状と課題	<p>子育て支援センターりんりんは2022(令和4)年度に天名公民館・地区市民センターとの複合化施設として改築し、2023(令和5)年度に運用を開始しました。</p> <p>子育て応援館は、鈴鹿市勤労青少年ホームが廃止された翌年度の2016(平成28)年4月から同施設を活用して運用を開始しました。2018(平成30)年度からは、平日に加え、毎週土曜日も終日開館することとしており、年間150組程度の子育て団体やサークルが利用し、毎年5,000人程度の利用があります。ただし、施設は建築から50年経過しており、毎年修繕が必要になるなど老朽化しているため、除却を検討していく必要があります。</p>				
基本方針	<p>子育て支援センターりんりんは2022(令和4)年度に天名公民館・地区市民センターとの複合化(改築)を実施しました。そのため当面对策の必要はなく、長寿命化を施設の方向性としします。</p> <p>子育て応援館は、除却・譲渡を方向性としします。それまでの間は、必要な小規模修繕により施設を継続します。</p>				

iii 幼児・児童施設（放課後児童クラブ）		施設数	20施設	担当課	子ども政策課
現状と課題	<p>本市では、全ての小学校区に1か所以上放課後児童クラブが設置されており、51か所の放課後児童クラブ全てが民営により運営されています。その内の24か所は、市の行政財産施設を利用しており、中には老朽化が顕著になっている施設もあります。</p> <p>近年の少子化の影響により、小学校児童数は減少傾向にあります。しかしながら、核家族化や共働き世帯の増加により、今後も利用者は増加する見込みにあることから、量の確保ができない場合は、増設や既存施設の拡充等による量の確保を検討していく必要があります。</p>				
基本方針	<p>国の通知「『新・放課後子ども総合プラン』について」によると、放課後児童クラブを整備する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目標としています。そのため、小学校の余裕教室等の活用を基本とした複合化を施設の方向性としします。</p> <p>余裕教室等がなく、当面の間、小学校との複合化が困難な施設は、必要な修繕により利用を継続する維持管理を方向性とし、施設の在り方を検討します。</p> <p>施設の部分的な修繕については、公民連携等の活用を検討します。</p>				

主な施設紹介(天名公民館 天名地区市民センター、子育て支援センターりんりん)



◎施設概要

- ・2023(令和5)年11月竣工
- ・総事業費 5億2,906万1,266円
- ・建築面積 997.47㎡
- ・延床面積 941.39㎡
- ・構造 鉄骨造1階建て

## ⑦ 保健・福祉施設

i 障害福祉施設（生活介護施設）		施設数	1施設	担当課	障がい福祉課
現状と課題	生活介護施設ベルホームは、1991（平成3）年竣工のけやき棟（東棟）をはじめ、1999（平成11）年竣工のさつき棟（本棟）、2011（平成23）年竣工のかりん棟（新棟）の3棟からなり、令和4年度の年間利用者数は述べ6,181人で、年間の開所日は252日、定員（40人）に近い利用者が当該施設を利用しています。 一番古い棟では築年数30年を超えており、修繕経費の増加が今後予想されます。				
基本方針	常時介護が必要な障がい者等に対して介護等のサービス及び創作的活動又は生産活動の機会を提供し、障がい者等の地域生活を支援するための重要な施設として位置付けていることから、長寿命化を施設の方向性としします。 施設の運営については指定管理を行っており、業務の履行、サービスの質、業務遂行能力に問題はなく、利用者からの信頼も高く、安定したサービスの提供を行っているため、引き続き指定管理で運営を行う方針です。				

ii 障害福祉施設（療育センター）		施設数	2施設	担当課	障がい福祉課
現状と課題	第1療育センターは、1992（平成4）年竣工の保健センターの1階の一部（床面積472.76㎡）を利用しており、2022（令和4）年度の年間利用者数は述べ5,773人です。 第2療育センターは2019（令和元）年度に旧牧田幼稚園を大規模改修し、2019（令和元）年10月から運営を開始しており、2022（令和4）年度の年間利用者数は延べ4,230人です。 対象児童は、発達に遅れがみられ支援が必要な未就学児で、個々の発達状況に応じた療育活動を行っており、近年の発達障害の認知の社会的広がりもあり、利用者の増加が見込まれています。				
基本方針	未就学児から就学児を対象とした児童発達支援のための重要な施設として位置づけていることから、長寿命化を施設の方向性としします。 施設の運営については指定管理を行っており、業務の履行やサービスの質、業務遂行能力に問題はなく、また、児童発達支援センターとして、圏域における中核施設としての姿勢も良好であるため、引き続き指定管理で運営を行う方針です。				

iii 保健施設		施設数	1施設	担当課	健康づくり課
現状と課題	鈴鹿市直営の保健施設は、保健センター1施設のみであり、過去3年間（2019（令和元）年～2021（令和3）年）の年間利用者平均は、20,728人となっています。1992（平成4）年の建築から31年が経ち、建築物、建築設備に老朽化による要修理箇所が目立っており、今後、改修工事の経費の増大が予想されます。				
基本方針	保健センターは市内全域の地域保健を担う唯一の施設であり、災害時には、災害対策本部医療班の拠点となることから、長寿命化を施設の方向性としします。 不備箇所の修繕の際には節電・節水効果のある器具に順次交換し、ランニングコストの抑制を図ります。				

## ⑧ 医療施設

i 医療施設	施設数	1施設	担当課	地域医療推進課
現状と課題	<p>応急診療所は、夜間や休日、年末年始の急病者の応急診療を行う一次救急医療機関としての役割を担っている施設です。年間利用者は、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えなどにより、コロナ前の2019（令和元）年度の11,024人から、2020（令和2）年度は4,359人、2021（令和3）年度は5,797人に減少しました。しかし、2022（令和4）年度は過去最大の12,361人となり、今後も利用需要は多いことが見込まれる施設です。</p> <p>現在は、老朽化による要修理箇所は特に目立っておりませんが、2008（平成20）年の建築から15年が経ち、改修工事の必要性が増していくことが予想されます。</p>			
基本方針	<p>鈴鹿市直営の医療施設は、応急診療所1施設のみであり、体調に変調をきたした、あらゆる年代の市民が利用される施設であるため、継続が必要であり、長寿命化を方向性とします。</p> <p>応急診療所は、引き続き鈴鹿市医師会、鈴鹿亀山薬剤師会の協力により運営していきます。収支レベルの適正化に向けて、より一層のコスト縮減や財源確保に取り組んでいきます。</p>			

## ⑨ 行政系施設

i 庁舎等（市役所）	施設数	3施設	担当課	管財課
現状と課題	<p>本庁舎（本館・西館・立体駐車場）、附属建物、別館第3は、行政サービスを行う施設であり、本庁舎については、災害等緊急時の拠点でもあることから、常に良好な状態を保つ必要があります。</p>			
基本方針	<p>本庁舎は、市政のあらゆる分野における計画立案、事業実施、窓口業務等の行政事務を行ううえで必要であり、他施設との統合（複合化）は可能ではあるものの、余剰スペースやセキュリティ等の関係上、長寿命化等を施設の方向性とします。</p> <p>附属建物、別館第3は、大規模な改修を実施せずに使用を継続する維持管理を方向性とします。</p> <p>光熱水費や施設の維持管理費の抑制を図りながら、広告収入の活用等にも取り組み、財源確保へつなげていきます。</p>			

### 主な施設紹介(市役所本庁舎)



#### ◎概要

2006(平成18)年10月竣工

総事業費 103億82万4千円

#### ◎規模、構造

・本庁舎 建築面積 4,292.89㎡

延床面積 26,789.43㎡

規模地上15階地下1階高さ 73.0m

構造地下部鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄筋コンクリート造

地上部(高層部)鉄骨造(柱は鋼管柱およびコンクリート充填鋼管柱)(低層部)鉄骨造、鉄筋コンクリート造

ii 庁舎等（地区市民センター）		施設数	22施設	担当課	地域協働課
現状と課題	<p>築年数40年以上経過している館が16館（1館は複合化に改築）、築年数30年以上経過している館が5館あることから、計画的な大規模改修が必要であり、多大な経費が必要となります。</p> <p>そのため、地区市民センターについては、設備の老朽化による改修が必要となった際は、単独での改修等は難しく、他目的の公共施設との複合化や集約化を検討する必要があります。</p>				
基本方針	<p>長寿命化を施設の方向性としします。ただし、他目的の公共施設との複合化や集約化も視野に入れ検討していきます。</p> <p>住民ニーズの多様化やDXの進展、行政組織の利用形態の変化等を見据え、その機能とあり方についても検討を進めます。</p>				

iii 庁舎等（消防施設）		施設数	13施設	担当課	消防総務課
現状と課題	<p>人口減少の進行により人的・財政的な資源が限られる一方で、消防は高齢化に伴う救急需要の高まりや複雑多様化する災害への対応など、さらなる消防体制の強化を図っていく必要があります。このような中、2014（平成26）年度に実施した消防力適正配置調査の結果から、災害現場への一定時間内の到着率の低い地域があり、これらの地域の到着状況を改善するには、署所の新設又は移転が必要であり、新分署建築又は中央消防署北分署の移転に向けた検討を早急に進める必要があります。</p> <p>また、既設の南消防署と中央消防署北分署は、いずれも昭和50年代に建てられたもので、老朽化が著しく防災拠点としての機能を維持するためには、計画的に整備する必要があります。</p> <p>また、消防団車庫・待機所についても、計画的な施設の更新が必要となります。</p>				
基本方針	<p>消防施設については、防災拠点としての機能を維持するため、長寿命化を施設の方向性としします。</p> <p>自治会や消防団が所有する市内17か所の消防団車庫・待機所について、今後、すべてを市有化し、市有財産として取扱います。市有化の時期については、消防団施設の修繕等の実施時期や更新時期に合わせて調整を図ります。</p>				

iv その他行政系施設（河川防災センター）		施設数	1施設	担当課	防災危機管理課
現状と課題	<p>鈴鹿市河川防災センターは、2003（平成15）年に建築された施設であり、大規模災害発生時の防災拠点として災害対応業務を実施するに当たり重要な施設です。建築後20年以上が経過していることから、施設の機能を維持していくため、建物・設備の修繕を実施する必要があります。</p>				
基本方針	<p>本施設は、大規模災害発生時には水防団の待機する拠点であり、また、その災害対応を行うための資機材を備蓄している施設であることから、長寿命化を施設の方向性としします。</p>				

v その他行政系施設（男女共同参画センター）		施設数	1施設	担当課	男女共同参画課
現状と課題	<p>男女共同参画センターが入居しているかんべ再開発ビルの管理は、かんべ再開発ビル管理組合が行っており、共用部分の維持管理のため組合員が共益費を負担しています。（単独部分は市費）</p> <p>センターの設立は2002（平成14）年度であり、施設内設備や建物全体の経年劣化に伴う大規模改修を令和5年度に実施しました。</p> <p>男女共同参画センターは、引き続きかんべ再開発ビル管理組合と定期的に協議を実施し建物の長寿命化を図る必要があります。</p>				
基本方針	<p>かんべ再開発ビル管理組合と定期的に協議を実施し建物の長寿命化を図る必要があります。ただし、多目的の公共施設との複合化も検討していきます。</p> <p>施設の管理（貸館業務）や事業運営については指定管理や委託など民間活力の導入を検討していきます。</p>				

vi その他行政系施設（観光案内所）		施設数	2施設	担当課	商業観光政策課
現状と課題	<p>観光案内所は、鼓ヶ浦・千代崎海岸に設置されています。海浜利用が増える夏季を中心に海浜利用者の案内業務や、運営スタッフ、救護員の待機所、備品保管庫として使用しています。これまでの海水浴を目的とした利用は減少が続いているものの、シーズンの偏りが少ない釣りやバーベキュー等で海岸を利用する人は増えています。</p> <p>大規模な改修等の必要性はありませんが、シャッターなど部分的な修繕が必要な箇所が生じてくると思われ、備え付けの備品等にも修繕が必要になってくると予想されます。</p>				
基本方針	<p>鼓ヶ浦・千代崎観光案内所は、レジャーに対する市民ニーズが多様化する中、施設維持に必要な小規模修繕による施設の継続を方向性とします。ただし、海浜利用者の逡減等により観光案内所としての役割が必要でなくなった場合には、海岸清掃や海岸を活用したイベント等で、市民が広く利用できる施設への転用等を検討します。</p>				

## ⑩ 市営住宅

i 市営住宅		施設数	15施設	担当課	住宅政策課
現状と課題	<p>市営住宅の管理戸数は15団地1,734戸となっています。これら市営住宅ストックのうち、昭和40年代後半から50年代後半にかけて建築された高経年団地が過半数を占めています。これら大量のストックの更新に関し、一斉に対応することは、環境面、財政面やストックの有効活用の観点からも効率的ではありません。</p> <p>したがって、地域の状況、需要や建物の安全性等の状況を踏まえながら、統合・再編等を含め今後の活用の方向性を検討していく必要があります。</p> <p>一方で、適切な改善、維持管理を行い、長期的に活用していく建物においては、退去修繕費が増加しており計画的な修繕が困難な状況になってきており、将来的な団地の統合・再編等に影響を及ぼす懸念があります。</p>				
基本方針	<p>市営住宅の中長期的な需要の見通しを見ると、今後、世帯数の減少に伴い、年間に対応すべき要支援世帯も減少していくことが予測されています。このことから、昭和56年以前に建設された市営住宅については、住棟の状況等を踏まえたうえで、団地の統合・再編等を検討していきます。</p> <p>鈴鹿市市営住宅長寿命化計画に基づき、予防保全による長期の計画的な維持管理を図り改善を実施する団地については、ストックの長寿命化を図るため、計画的な修繕を実施します。</p> <p>南旭が丘団地、鼓ヶ浦団地、東玉垣団地については、用途廃止後に除却の方針です。</p> <p>市営住宅の管理運営については、入居者へのサービス向上と管理の効率化を両立し、多様な入居者ニーズに対して、より効果的、効率的できめ細かな対応を図るため、民間事業者が有している賃貸住宅管理のノウハウを活用する指定管理者制度を導入します。導入に際しては、現状の管理状況等を踏まえ、指定管理者が行う業務内容について十分に検討し、サービスの低下にならないように留意します。</p>				

## ⑪ 供給処理施設

i 供給処理施設 (ごみ処理場・リサイクルセンター)	施設数	1 施設	担当課	環境施設課
現状と課題	<p>旧深谷処理場は、1997（平成9）年3月に埋立が終了した最終処分場であり、その跡地は総合公園として利用されています。現在、法令に基づき、浸出水処理施設の設備等の維持管理及び浸出水の処理を行っています。</p> <p>施設は、1995（平成7）年度に稼働開始し老朽化が進んでいるため2019（令和元）年度に施設の修繕計画を作成し、これに沿って設備や機器類の改修を実施していきます。</p> <p>しかし、稼働開始から28年が経過していることから、現在の修繕計画以上に改修が必要となる可能性があるため、適宜に計画を修正し、維持管理をしていく必要があります。</p>			
基本方針	<p>旧深谷処理場の浸出水処理施設は、最終処分場を維持管理していく上で不可欠な施設であり、関係法令上の廃止基準を満たすまでは継続して稼働させる必要があります。そのため、安定した稼働が維持管理できるよう施設の設備や機器類の改修を実施していきます。</p> <p>旧深谷処理場の浸出処理施設の管理運営においては、専門的な知識が必要であり適正な維持管理ができるよう、委託業者の選定を行います。</p>			

i 供給処理施設 (ごみ処理場・リサイクルセンター)	施設数	1 施設	担当課	環境施設課
現状と課題	<p>清掃センターは、2003（平成15）年度の竣工後、経年劣化してきたため、DBO方式により2017（平成29）年度から2020（令和2）年度に基幹的設備改良工事による施設の長寿命化対策を行ったことから、稼働計画期間を2033（令和15）年度まで延長しました。</p> <p>今後は、施設を適正に維持管理運営しながら稼働計画期間が終了するまでに施設を更新する必要があります。</p>			
基本方針	<p>稼働計画期間が終了する2033（令和15）年度までに施設を更新するために、改築を計画していきます。基幹的設備改良工事から施設の運営管理において民間事業者の技術を活用した（DBO方式）を採用しており、今後も民間事業者の技術を活用した方法で計画していきます。</p>			

i 供給処理施設 (ごみ処理場・リサイクルセンター)	施設数	1 施設	担当課	環境施設課
現状と課題	<p>鈴鹿市不燃物リサイクルセンターは、第二期事業として2007（平成19）年度から2030（令和12）年度までPFI事業として施設の設計・建築・維持管理・運営について特定事業契約を締結し、現在は、施設の設計・建築は完了し維持管理・運営業務を行っています。</p> <p>容器包装プラスチック処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設の維持管理・運営については、2028（令和10）年度までの契約となっており、2029（令和11）年4月1日以降の運営について、現施設の長寿命化等を検討するとともに、運営事業者の選定をしなければなりません。</p> <p>最終処分場の埋立て後の管理については、2030（令和12）年度までの契約となっています。しかしながら、近年の埋立量の減少傾向から契約の見直しが必要となります。</p>			
基本方針	<p>市内から発生するプラスチックごみ、もやせないごみ等を処理し最終処分する施設で、容器包装プラスチック処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設の維持管理・運営業務が2028（令和10）年度で終了することから、長寿命化を含む施設改修と事業の内容を検討し、PFI導入可能性調査を行い、その後事業者を選定する施設の改修工事を計画しています。</p> <p>施設の設計建設・維持管理・運営については、PFI事業で民間事業者の技術を活用しており、改修工事・維持管理運営においても民間事業者の技術を活用した方法で計画しています。</p>			

i 供給処理施設（ごみ処理場・リサイクルセンター）		施設数	1 施設	担当課	クリーンセンター
現状と課題	<p>クリーンセンター（処理能力270kℓ/日）は、1988（昭和63）年9月に稼働して以来35年が経過し、施設の老朽化がかなり進んでいます。また、し尿と浄化槽汚泥の搬入割合は当初7：3程度でしたが、現在は約1：9と浄化槽汚泥の割合が非常に多くなっており、処理量は130kℓ/日程度まで減少しています。</p> <p>そのため、推計される将来の搬入量や搬入物の性状に見合った新しい施設を、2027（令和9）年度の稼働開始に向けて建設予定です。新施設が完成する2026（令和8）年度までは、現施設の維持管理と運転管理を適切に行っていく必要があります。</p>				
基本方針	<p>将来の処理量推計に基づき、適正な処理能力を有する新施設を2027（令和9）年度から稼働します。2027（令和9）年度からの15年間、民間事業者による包括的な運営管理を行います。その後、長寿命化のための改修工事を実施し、さらに15年程度の稼働延長を行うことで、新施設を30年以上稼働する計画とします。現施設は稼働停止後に除却します。</p> <p>新施設は、設計・建設工事と15年間の運営管理を一括して民間事業者と契約するDBO方式により運営します。建設後の2027（令和9）年度から2041（令和23）年度まで、民間事業者が専門的な知識と経験により、計画的な維持管理と安定した運転管理を行います。</p>				

## ⑫ その他

i 自転車駐車場		施設数	2 施設	担当課	交通防犯課
現状と課題	<p>白子駅東自転車駐車場及び白子駅東第2自転車駐車場については、1996（平成8）年供用開始から20年以上経過しており、今後、改修、修繕等の経費が必要となることが予想されます。</p> <p>白子駅西自転車駐車場については、2015（平成27）年4月に供用開始しました。現時点で施設としての問題はありません。</p>				
基本方針	<p>自転車駐車場は両施設とも長寿命化を施設の方向性とし、指定管理者による効率的な施設点検や維持管理、修繕を引き続き実施していきます。</p>				

ii 斎苑		施設数	1 施設	担当課	環境政策課
現状と課題	<p>長寿命化を図るための大規模改修を2017（平成29）年から3年かけて実施しました。今後は施設の老朽化対策を行いながら、人口推計との動向を踏まえて推進期間内の改築について方向を決めていく必要があります。</p>				
基本方針	<p>2017（平成29）年3月に策定した「鈴鹿市斎苑施設整備事業基本構想」に基づき、改築を施設の方向性とします。改築を方向性としているため、火葬炉については、設備修繕台帳を基に耐久年数や損傷度を確認しながら計画的に修繕を行っています。</p> <p>運営については、民間の事業者に委託しており、業務内容の精査や、経費節減の観点からの業務の見直し等、適正な運営委託に努めます。</p>				

iii 倉庫		施設数	1 施設	担当課	文化財課
現状と課題	<p>教育関係倉庫は、市民から寄贈された民俗文化財及び市内の遺跡から出土した遺物等を保管しています。法律で保存が義務付けられた物が多く、代替施設への移転等が必要です。</p> <p>なお、民間から譲渡された建物であるため、当該倉庫の築年数は不明ですが、少なくとも築年数50年以上は経過しており、改修には多額の経費が必要です。</p>				
基本方針	<p>教育関係倉庫については、予防保全的な改修は考え難く、除却を施設の方向性とします。廃止した施設の転用等による代替施設の確保を検討していきます。</p> <p>代替施設が確保できるまでは、倉庫として利用するための最低限の費用で運用しており、今以上の経費削減は不可能あるため、現状維持とします。</p>				

iii 倉庫	施設数	1 施設	担当課	人権政策課
現状と課題	一ノ宮倉庫には、近隣保館の備品以外に、地元自治会の催事の物品等も保管されています。築後40年を経過しているものの、耐震改修を済ませており、特に目立った老朽化は見られません。中には大きな寸法の物品もあり、別の施設での保管は難しい状況です。			
基本方針	物品の保管場所として必要であるため、現時点では保有量は適正と考えます。法定点検の対象ではないため、職員の目視により維持修繕に必要な箇所を定期的に確認し、小規模な修繕により現存施設の最小限の維持管理をしていきます。 隣保館の備品の整理・撤去をすすめた上で、廃止（除却又は譲渡）に向けて、将来的には地元自治会と協議を行います。			

iv その他（旧白子出張所）	施設数	1 施設	担当課	地域協働課
現状と課題	旧白子出張所は1998（平成10）年に出張所としての役目を終え、その後は地域団体に貸し出しを行っていました。しかし、築年数50年以上が経過しているため、老朽化も著しく、また耐震診断も行っていないことから、安全対策上問題があります。			
基本方針	築年数50年以上が経過しているため、耐震性がないと判断しており、安全対策上問題があるため廃止します。			

iv その他（旧鈴鹿亀山地区伝染病隔離病舎）	施設数	1 施設	担当課	環境政策課
現状と課題	旧伝染病隔離病舎は、亀山市との共有財産で、現在は該当建物の一部を貸し付けています。売却する場合は、適正価格により売却する旨の基本方針があります。しかしながら、そこまでに至っていない状況にあります。			
基本方針	現在は有償貸付を行っており、設置当初とは異なる用途で使用されているため、譲渡を施設の方向性とし、小規模修繕を適正に行い、維持管理費を最小限に抑えます。			

iv その他（旧高岡山土地区画整理組合浄化センター）	施設数	1 施設	担当課	市街地整備課
現状と課題	高岡山土地区画整理事業にて1992（平成4）年に汚水処理施設が建築され供用していました。しかし、2011（平成23）年度に公共下水道が整備され、施設の機能は不要となっています。 浄化槽と管理棟の二つの建物を有効利用の観点から、複数の部局が倉庫として利用をしています。しかし、倉庫を目的とした施設の維持は不要であることから、除却等の検討が必要です。ただし、除却には多額の費用を要し、また、施設の除却後の利活用については雨水調整池やJR関西本線に隣接していることから、慎重に検討する必要があります。			
基本方針	隣接する公共インフラへの影響を考慮し、推進期間内の除却・譲渡や民間活力を取り入れた利活用を検討します。除却には多額の費用を要することから、推進期間内の除却・譲渡や現状より有効な利活用方法が検討されるまで、修繕を伴わない維持管理を実施していきます。			

iv その他（旧天名公民館・天名地区市民センター）	施設数	1 施設	担当課	地域協働課
基本方針	旧天名公民館・天名地区市民センターは、2023（令和5）年度に移転しており、旧施設については除却を施設の方向性とし、小規模修繕を適正に行い、維持管理費を最小限に抑えます。			

iv その他（旧子育て支援センターりんりん）	施設数	1 施設	担当課	子ども政策課
基本方針	子育て支援センターりんりんは、2023（令和5）年度に移転しており、旧施設については除却を施設の方向性とし、小規模修繕を適正に行い、維持管理費を最小限に抑えます。			

## (2) インフラ（その他）施設

大分類	中分類
①道路	i 市道
	ii 農道
	iii 林道
	iv 橋りょう
②交通安全施設	i 交通安全施設
③河川	i 河川
	ii 水路
	iii 供給処理施設
④公園	i 公園
⑤漁港	i 漁港
⑥上下水道	i 管路施設
	ii 処理施設
	iii 供給処理施設
	iv 庁舎等
⑦その他	i ため池
	ii その他(海岸保全施設)

記載内容は、令和5年4月1日現在となります。

## ① 道路

i 市道		路線数 総延長	7,130路線 1,833.8km	担当課	土木総務課・道路保全課
現状と課題	鈴鹿市舗装維持管理計画に基づき、緊急輸送道路及び災害ネットワーク道路等を計画的に修繕して、効率的で効果的な維持管理を推進し、財政負担の縮減・平準化を図ります。				
基本方針	鈴鹿市舗装維持管理計画に基づく計画的な修繕・更新を実施し、維持管理計画以外は、道路パトロールや修繕要望等により修繕を実施します。 平準化による修繕の順位を定め、修繕方法を精査し、維持管理計画を策定していきます。				

ii 農道		路線数 総延長	282路線 93.9km	担当課	耕地課
現状と課題	土地改良事業により施工された農業用道路のうち、市道として供用されている箇所を除いた93,917mについては農道台帳に登録しています。農業用車両の移動に利用する施設であることから、維持管理、修繕については、農業者を中心とした地域住民の手で行う地域慣習に委ねております。 近年、農業者の減少や高齢化に伴い、地域での維持管理体制を堅持していくことが困難になってきているので、多面的機能支払交付金の活用等、地域活動を支援していく方策が必要です。				
基本方針	橋りょうについては、耐震対策を検討する必要があります。 維持管理・更新、長寿命化については、受益者からの要望に基づき、点検・診断等により危険性が認められた緊急性の高い箇所から順次実施します。 運営管理については、修繕用資材の提供、修繕費の一部補助、工事受託等を実施し、機能維持の支援を行っていきます。また、地域資源の保安全管理に多面的機能支払交付金事業を有効に活用し、地域の共同活動を支援します。				

iii 林道		路線数 総延長	2路線 6km	担当課	農林水産課
現状と課題	御幣林道は1941（昭和16）年から1960（昭和35）年、平の谷林道は1967（昭和42）年から1970（昭和45）年にかけて整備された林道で、経年劣化に伴う改修に加えて、大雨による災害復旧を繰り返し、現在に至っています。特に御幣林道は切り立った斜面に面しているため落石や土砂流出に見舞われることから、計画的に落石防護網の設置工事を行っています。 今後、落石防護網未設置箇所への設置工事や橋りょうの老朽化も進行していることから、改修・更新経費の増大が予想されます。				
基本方針	御幣林道については、林道現状調査・計画作成業務委託（2017（平成29）年度）の結果及び鈴鹿市林道施設長寿命化計画（個別施設計画）（2019（平成31）年度）に基づき、林道全体の巡回点検及び林道内橋りょうの定期点検を実施します。 平の谷林道については、当面は巡回による点検結果に基づき維持管理を行い、点検調査・危険箇所診断の実施後は計画的な修繕・更新を実施します。				

iv 橋りょう		橋りょう箇所	910橋	担当課	土木総務課・道路保全課
現状と課題	橋りょうをはじめとする道路施設の多くは高度経済成長期に建設されており、施設の老朽化が進む中、様々なリスク（事故、架け替え等の費用等）に対応するため、より一層の適正な維持管理を実施していく必要があります。				
基本方針	施設の利用状況の変化、施設周辺の道路の整備状況に応じて、橋梁の集約化及び撤去などによる費用縮減に取り組みます。 また、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、従来の対症療型的管理から予防保全型の管理へ転換し、5年ごとの定期点検を行い、優先順位を定め、計画的な維持管理を実施し、長寿命化並びにライフサイクルコストの縮減を図ります。 計画的な維持管理を継続させるため、点検、診断、補修、記録管理及び計画の適宜更新など、マネジメントサイクルを確立していきます。				

## ② 交通安全施設

i 交通安全施設		カーブミラー箇所数 ガードレール延長 道路照明灯	5,229か所 130.0km 890か所	担当課	交通防犯課
現状と課題	道路附属物である、道路照明・カーブミラー・防護柵・ガードレール等交通安全施設の多くは、耐用年数が経過し施設の老朽化が進む中、道路照明灯が倒壊すると重大事故に繋がることが懸念されていることから、施設を維持するためには柱の建て替えを含む道路照明灯等の維持管理等を実施していく必要があります。				
基本方針	日常点検・通報等を基に劣化・損傷の程度を把握し、計画的な修繕・更新を実施することで施設の長寿命化を図ります。ただし、道路利用者や第三者に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕・更新を実施するなど、必要な措置を講じます。				

## ③ 河川

i 河川		市管理河川水系数 河川延長	46水系 147.5km	担当課	河川雨水対策課
現状と課題	市内の河川は、利水と治水に大きな役割を果たしています。近年では、北長太川及び稲生新川の改修を実施しており、治水安全度の向上を図っています。その他の河川については、部分的な改修や、除草・浚渫等の維持管理を実施しています。防災意識の高まりや、高齢化に伴う地域での除草活動の減少に伴い、維持管理に対する要望が増加しています。				
基本方針	治水安全度を確保するための維持修繕及び、機能維持や環境保全のための維持管理を継続して実施していきます。維持管理の実施にあたっては一定範囲において一括委託を行い、効率的な維持管理を行います。また、維持管理経費の軽減を図るため、河川敷等のコンクリート化を進めます。				

ii 水路		管理延長 調整池	9.8km 53施設	担当課	河川雨水対策課
現状と課題	市内の排水路は、雨水の排出を円滑に行う役割を果たしています。また、市内には宅地等開発に伴う雨水の流出を抑制するための、雨水調整池が設置されています。一部の雨水調整池には、排出を行うためのポンプ排水設備が設置されており、機能を保持するための定期的な維持管理が必要となっています。水路については、防災意識の高まりや、高齢化に伴う地域での除草活動の減少に伴い、維持管理に対する要望が増加しています。				
基本方針	治水安全度を確保するための維持修繕及び、機能維持や環境保全のための維持管理を継続して実施していきます。維持管理の実施にあたっては、一定範囲において一括委託を行い、効率的な維持管理を行います。また、維持管理経費の軽減を図るため、水路敷等のコンクリート化を進めます。				

ii 水路		管理延長	-	担当課	耕地課
現状と課題	水源から、かんがい用水を田へ引水するために利用する用水路及び田から排水するために利用する排水路の維持管理、修繕については、農業者を中心とした地域住民の手で行う地域慣習に委ねております。近年、農業者の減少や高齢化に伴い、地域での維持管理体制を堅持していくことが困難になってきているので、多面的機能支払交付金の活用等、地域活動を支援していく方策が必要です。				
基本方針	維持管理・更新、長寿命化については、受益者からの要望に基づき、点検・診断等により危険性が認められた緊急性の高い箇所から順次実施します。運営管理については、修繕用資材の提供、修繕費の一部補助、工事受託等を実施し地域活動の支援を行っています。また、地域資源の保管理に多面的機能支払交付金事業を有効に活用し、地域の共同活動を支援します。				

iii 供給処理施設（排水機場）	排水機場	16施設	担当課	河川雨水対策課
現状と課題	<p>市内の排水機場施設は16施設あり、大雨時に雨水を速やかに排出し、浸水被害を防止する役割を果たしています。</p> <p>排水機場16施設中14施設（87.5%）は築年数40年以上経過しており、機能維持のため計画的に点検・整備を行っています。</p> <p>今後も設備の経年劣化が進むため、継続的な点検・整備が必要となります。</p>			
基本方針	<p>施設の更新には多額の費用を要するため、維持管理計画に基づき、点検・整備を継続して実施していきます。</p>			

#### ④ 公園

i 公園	施設数 総面積	377 150.51ha	担当課	市街地整備課
現状と課題	<p>本市が管理する都市公園は、2023（令和5）年4月1日現在で377箇所であり、毎年、都市計画法の許可基準により設置が義務付けられた公園が新たに整備されることから、都市公園数は増え続けています。公園附属施設としての公園管理事務所や倉庫をはじめとして、多くの公園には、公衆トイレ、「あずまや」やベンチ等の休憩施設、噴水等の水景施設、ブランコ・滑り台・鉄棒等の遊具施設など多種多様な公園施設があります。</p> <p>これらの公園施設は、公園ごとに使用頻度も違い、標準的な耐用年数で更新できるとは限らず、日々の点検や診断によって緊急かつ優先的に修繕や更新が必要な施設から対処療法的に改修等を実施しているのが現状です。また、公園には、施設のほかに樹木や花壇、広場、散策路や遊歩道等の園路、来園者用駐車場や照明灯等もあり、これらの維持管理や改修等の経費も施設と同様に増大しており、公園のインフラ全体として総合的に維持管理を実施することが必要です。</p> <p>本市では、2012（平成24）年度に鈴鹿市都市公園長寿命化計画を策定し、2016（平成28）年度には計画未策定であった公園も加え、計337公園の長寿命化計画を策定しました。この計画に基づき、投資予算を平準化し、効率的な整備に努めています。</p> <p>しかし、施設の老朽化による突発的な修繕や、近年の地球温暖化により草木等の成長する時期が毎年早くなってきていることから、これまで以上に除草や樹木の剪定等の回数が増えてきており、公園内の維持管理費が増加している状況です。</p> <p>また、少子高齢化等により社会情勢が変化してきており、市民の憩いの場として魅力ある公園とするために、長寿命化計画による整備と合わせて、公園の利用状況、地域の特性等を考慮し、遊具等の更新や撤去及び公園施設の統廃合を行うなど地域の特性を活かしつつ、効果的な公園整備が必要です。</p>			
基本方針	<p>公園内の施設については、鈴鹿市都市公園長寿命化計画を、前回の改定以降の施設の増加や改修等に対応した計画として2023（令和5）年度に更新し、本計画に基づき、適正な維持管理を通して、施設の長寿命化に努めます。</p> <p>老朽化等による更新時期には、地域のニーズに合わせた施設更新を実施します。</p> <p>公園内の建築物については、鈴鹿市耐震改修促進計画の対象である200㎡以上の建築物は耐震性が確認されています。また、トイレやあずまや等の小規模な建築物は、そのほとんどが1981（昭和56）年の新耐震基準以降の建築であるものの、一部は1981（昭和56）年以前の建築であるため、施設の利用状況や築年数に応じて、改修等を実施します。</p> <p>また、効果的かつ効率的な公園整備や管理運営を行い、公園の魅力向上に繋げるため、公民連携による利活用を検討します。</p>			

#### ⑤ 漁港

i 漁港	漁港数 係留施設延長 外郭施設延長	3 1,312m 4,713m	担当課	農林水産課
現状と課題	<p>本市が管理する3漁港の各施設は、建設から約50年経過しているものが多く、今後、改修・更新経費の増大が予想されます。</p>			
基本方針	<p>機能保全計画を基に職員による日常点検を定期的に行い、修繕等の老朽化対策に生かします。</p> <p>漁港漁場整備法及び鈴鹿市漁港管理条例に基づき、漁業協同組合と連携し適正に管理します。</p>			

## ⑥ 上下水道

i 管路施設（上水道）		配水管延長 導水管延長 送水管延長	1,305.3km 16.2km 27.0km	担当課	水道工務課
現状と課題	<p>鈴鹿市上下水道局の上水道事業は創設から70年以上が経過し、約1,300kmの管路施設（上水道）を有しています。そのうち、布設から30年以上が経過している管路が全体の約42%を占めています。老朽化が進んでいる管路施設を計画的に更新し、それに合わせ管路の耐震化も進めています。それらの事業には多額の費用が必要となります。</p> <p>しかし、給水人口の減少、節水型機器の普及などから水需要は低迷し、それに伴う収益の減少により事業を取り巻く環境は厳しさを増しています。</p>				
基本方針	<p>管路の老朽度や重要度をもとに管路施設の評価を行い、管路の更新に必要な費用を考慮し、耐震化されていない管路及び災害時に重要な施設への管路を優先して更新します。計画的に管路施設の洗管を行い、にごり対策を行います。</p> <p>管路の更新に必要な費用及び更新優先度を考慮し、予算の平準化を図りながら更新します。</p>				

i 管路施設（下水道）		污水管延長(下水) 污水管延長(農集)	714.0km 212.7km	担当課	下水道工務課
現状と課題	<p>農業集落排水施設は1994（平成6）年度、公共下水道施設は1995（平成7）年度から供用開始しており、農業集落事業は2015（平成27）年度で全計画区域が完了しています。</p> <p>公共下水道事業は令和8年度末までの「10年概成（※）」に向けて整備を進めます。</p> <p>農業集落排水施設の管路は約213km、公共下水道施設の管路は約714kmとなっており、管路の標準耐用年数は約50年であることから、今後は維持管理費用の増大が予想され、コスト削減を図るとともに污水处理施設の整備手法を見直します。</p> <p>※「10年概成」 平成25年度に污水处理行政を所管する関係省庁から、污水处理施設の未普及の早期解消を図るため、今後10年程度を目標に各種污水处理施設の整備がおおむね完了する旨の方針が示されました。</p>				
基本方針	<p>老朽化する管路施設に対して適切に維持管理・改築・修繕をしていくために鈴鹿市ストックマネジメント全体計画に基づき計画的に改築・更新に取り組みます。また、特定の年度に費用が集中しないように費用の平準化に取り組みます。</p>				

i 管路施設（下水道）		雨水管延長 調整池	49.4km 4	担当課	河川雨水対策課
現状と課題	<p>市内の下水道雨水幹線等施設は市街地内の雨水を効率的に排出し、大雨時に発生する浸水被害を防止する役割を果たしています。また、市内に4箇所設置されている雨水調整池では、大雨時の雨水の流出を抑制し、雨水幹線の飽和を防ぐ役割を果たしています。</p> <p>今後も、市街地が進展している地域の、浸水被害を軽減させるため、下水道雨水幹線等の整備を進めます。</p> <p>防災意識の高まりや、高齢化に伴う地域での除草活動の減少に伴い、維持管理に対する要望が増加しています。</p>				
基本方針	<p>治水安全度を確保するための維持修繕及び、機能維持や環境保全のための維持管理を継続して実施していくとともに、未整備地域の整備を進めていきます。</p> <p>維持管理の実施にあたっては一定範囲において一括委託を行い、効率的な維持管理を行います。また、維持管理経費の軽減を図るため、施設敷等のコンクリート化を進めます。</p>				

ii 処理施設（上水道）		送水場数 配水池数 ポンプ所数	5 14 1	担当課	水道施設課
現状と課題	<p>鈴鹿市上下水道局では、送水場5か所、水源（地下水31か所、表流水1か所）、配水池14か所、加圧ポンプ所1か所の施設を有しています。安全安心な水道水の供給のため、施設の更新と耐震化、老朽化施設の維持管理を着実に進める必要があります。</p> <p>しかし、環境問題への関心等による節水等が進み有収水量の減少による料金収入が減少しており、厳しい財政状況の中、長期的視点で施設規模の適正化を図る必要があります。</p>				
基本方針	<p>鈴鹿市上下水道事業経営戦略に沿って、施設の更新、施設の耐震化、施設の機能や性能を確保する「予防保全」による施設長寿命化を実施していきます。</p>				

ii 処理施設（下水道）		ポンプ場数(下水) 浄化センター数	15 18	担当課	下水道工務課
現状と課題	<p>農業集落排水事業は2015（平成27）年度で全計画区域が完了し、18地区の処理場と148か所のマンホールポンプを維持管理するとともに、公共下水道事業は、南部汚水中継ポンプ場のほか14か所のマンホールポンプを維持管理しています。</p> <p>農業集落排水施設の処理場は多額の維持管理費用がかかることから、ライフサイクルコストの低減と平準化が課題となっており、今後は公共下水道への接続を検討し、処理場の削減などによりコスト削減を図る必要があります。</p>				
基本方針	<p>統廃合の推進、施設規模や処理方式の適正化、省エネ等の新技術の導入に取り組みます。また、特定の年度に費用が集中しないように費用の平準化に取り組みます。</p>				

iii 供給処理施設（雨水ポンプ場）		ポンプ場数(雨水)	3施設	担当課	河川雨水対策課
現状と課題	<p>市内の雨水ポンプ場は、白子地区に3施設あり大雨時に市街地の雨水を速やかに排出し、浸水被害を防止する役割を果たしています。</p> <p>整備後年数が経過し、築年数20年以上経過している施設もあり、排水ポンプや電気設備等の大規模改修経費等が必要となります。</p>				
基本方針	<p>地域の浸水被害を防止するため、今後も整備計画に基づき、新規施設の設置を進めます。</p> <p>また、既存施設については、治水安全度を確保するための維持修繕及び、機能維持や環境保全のための維持管理を継続して実施していきます。</p>				

iv 庁舎等		庁舎延床面積	4,918㎡	担当課	経営企画課
現状と課題	<p>上下水道局は庁舎が2棟あり、本館は2000（平成12）年、別館は2016（平成28）年に竣工しています。築年数が異なるため、それぞれの庁舎の実状に合わせた管理が必要となります。また、両庁舎共に上下水道事業の拠点であり、災害時にはライフラインの確保のために重要な役割を果たしているため、常に良好な状態を保つ必要があります。</p> <p>しかし、本館については竣工から20年以上が経過しているため老朽化が顕著で、特に設備等については対応が必要なものがあります。</p>				
基本方針	<p>建物、設備等の法定点検及び委託業者による定期点検を実施し、施設の状況を把握するとともに、それらの点検結果を蓄積し、予防保全を基本とした維持管理、修繕等の対策に活かしていきます。</p> <p>設備等の更新にあたっては、更新後の維持管理も含めた効果的な公民連携の活用の可能性を模索し、最適な手法を導入します。</p>				

## ⑦ その他

i ため池		ため池	95か所	担当課	耕地課
現状と課題	<p>市内の農業用ため池は、ほとんどが江戸時代以前の水田開発に伴い築造されたもので、維持管理、修繕については、農業者を中心とした地域住民の手で行う地域慣習に委ねています。</p> <p>地元組織の弱体化等により管理不十分なケースが増加傾向にある中、豪雨によるため池を原因とした浸水被害の発生が懸念されるとともに、雨水流出調整機能などの役割が見直されていることから、必要な調査や整備を進めていくとともに、日常的な管理については、地元組織の働きかけを強化していく必要があります。</p>				
基本方針	<p>防災重点農業用ため池については、耐震診断等を計画的に実施し、維持管理及び改修等を含む安全対策を講じていきます。</p> <p>不要となったため池については、環境面・安全面について状況を調査し廃止について検討します。</p> <p>運営管理については、修繕用資材の提供、修繕費の一部補助、工事受託、県営整備事業の実施等を通じて、地域活動の支援を行っています。</p>				

ii その他（海岸保全施設）		海岸保全施設延長	3,455m	担当課	農林水産課
現状と課題	<p>本市が管理する海岸保全施設は、建設後50年以上経過しているものが多く、今後、改修等の経費が必要となることが予想されます。</p>				
基本方針	<p>耐震性能調査の結果、対策が必要な箇所については、費用対効果等を検証し、耐震化工事の実施を検討します。</p> <p>改修工事の実施にあたっては、一連の海岸として隣接する建設海岸の管理者（三重県鈴鹿建設事務所）との調整を行います。</p>				

## 鈴鹿市公共施設等総合管理計画（改定版）

---

(発行日) 令和6年〇月  
(発行) 鈴鹿市  
(編集) 政策経営部 総合政策課  
〒513-8701  
三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号  
電話 059-382-9038  
FAX 059-382-9040  
E-mail [sogoseisaku@city.suzuka.lg.jp](mailto:sogoseisaku@city.suzuka.lg.jp)  
URL <https://www.city.suzuka.lg.jp/>